

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について (三)

田仲一成

序章

第一章 明代前半期の“社”的演劇活動

序 節 明代“社”的演劇と元代社制との関係

第一節 農耕組織としての“社”的演劇活動

第二節 抑民組織としての“社”的演劇活動

第三節 救荒組織としての“社”的演劇活動

第四節 小結 (以上、本紀要・第六〇冊)

第二章 明代前半期の共同体的社祭演劇組織と里甲制との関係

序 節 社祭組織における地主支配の強化

第一節 有力同族による社祭演劇組織の支配とその構造

第二節 里甲組織と社祭演劇組織との相互依存関係

第三節 小結 (以上、本紀要・第六三冊)

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について (三)

第三章 里甲制解体に伴なう社祭演劇の分解——宗族演劇と市場地演劇——

序 節

里甲制の解体傾向と大地主層における演劇政策の変化

第一節

有力同族における家礼演劇の成立

第二節

市場地における社祭演劇の興行演劇への傾斜

第三節

小結（以上、本号）

第四章 明代江南演劇の諸局面（俳優・戯曲）における“雅俗”分解の進行

結 章

第三章 里甲制の解体傾向と大地主層における演劇政策の変化——宗族演劇と市場地演劇——

序 節 里甲制の解体傾向と大地主層における演劇政策の変化

第二章でのべたように、十六世紀になると、それまで同族制度や里甲制の裏うちをうけて強固な安定を見せていました。社祭演劇組織が次第に崩れを見せはじめ、それと同時に長期にわたって里内の実権を掌握しつづけるような大地主権力らしきものが成長してくるのであるが、要するにこの変化は、従来の社祭組織を支えていた里甲制に適合した社会関係がこの時期に変化し解体してきたことに起因すると思われる。しかば、里甲制を支えていた社会関係とは、いかなるものであり、またそれはいかにして解体におもむいたのであろうか。これが先ず本節において方向づけるべき問題である。

元来、里甲制はその成立當時、郷村において既に在地の具体的な用益権を掌握していた在地地主層（里長・糧長など）の村落共同体に対する支配権力を媒介として、その下に包摂されている社会的諸階層（甲首戸としての中小地主層・小農層など）を國家権力が伝統的な「賦役」という形で個別人身的に支配する体系であったと解せられる。従つて、この制度を通して、国家権力は在地地主権力をテコしながら、広汎な中小農民層を不斷に収奪していくのであるが、その結果として「農民が過重な徭役によつて没落し、あるいはそれを逃れて富家に身を投じて佃戸となる」といった類の農民層の分解（没落）がくりかえされる一方、収奪の媒介として利用されている在地地主層そのものの間にも、いち早く国家権力と癒着して徭役優免の特権を享受しつつ、没落農民の土地を兼併し強大化してゆく新しいタイプの特権地主層（所謂「郷紳地主層」⁽¹⁾）と、相变らず国家権力から農民収奪の媒介として利用されるにとどまり、しかも自ら上記特権地主の徭役優免のしわよせを受けて益々徭役を加重され、遂には没落に向つてゆく一般の在地地主層といふ、上下両極分解を生み出すことになり、全体として結局この里甲制という仕組が、一方では新しい特権地主を不斷に析出させながら、それによって他方では外ならぬこの制度自体の足場（小農民）と手掛け（在地地主層）の双方を次第に失なわせてゆくことによつて遂には解体するという経路をたどる。つまり、この体系は地主制の一定の展開（在地地主が郷村の他の社会的諸階層、即ち小農・中小地主・佃戸などをほぼ完全にその村落共同体的支配体制下に包摂し得るようになる程度の展開）を前提としつつも、まだその「地主制自体を国家の体制原理・構造原理としてはおらず、従つて国家の経済的・政治的存立基盤としては、従来の王朝と同じく相变らず地主層よりも独立小農民層に重点をおいていた」⁽²⁾という点で、いわば、古代的な小農民本位の旧いタイプの国家制度（秦漢帝国以来の個別人頭支配的な奴隸的農民国家制度）と中世的な地主＝佃戸関係に適応した地主本位の新しいタイプの国家制度との中間的形態、または前者から後者に移行する過渡的

な形態に外ならないものであり、従つて地主制が極限まで展開されてくる段階（明中期以後の郷紳的大土地所有の展開時点）では、その社会的適合性を失なつて解体せざるを得ない運命にあつた。この点から言えば、里甲制の下で國家権力と小農民とを媒介しつゝ、この制度の支柱を形成していた在地地主層自体が皮肉にも里甲制発足と同時に、早くも上記の両極分解を開始し解体に向う宿命にあつたと言える訳である。⁽³⁾ 具体的に言えば、里甲制の下で当初から地方政府末端と接触し得る位置を与えられ、かつその位置を利用しながら容易に国家権力との結託に成功することができた、市場地又は城市周辺の糧長・里長クラスの地主層が、上記の所謂「郷紳地主」に上昇し、このような結託のルートに乏しかつた僻地の糧長・里長や、その他一般の甲首戸クラスの中小地主・自作農などは徭役加重の中で没落して前者の支配下に入つていったと推察される。

しかば、明初の里甲制発足当初から在地地主層及び小農民層を分解（没落）せしめつつ強大化して行つた「郷紳権力」の形成（従つて里甲制の解体）の過程の中で、第一章、第二章に縷述したごとき、在地地主の指導の下に里甲制とからみ合つて維持される仕組になつてゐた古典的な郷村演劇の体系は、どのような方向の変化をうけることになつたのであらうか。明代前半期の、それも特に江南における、一部の有力な糧長クラスの地主層の「郷紳地主」化の動きを伝える史料の中には、この点に関する記述を含むものが少なくない。以下、しばらく資料に即して論じて見たい。

I 郷紳地主層における個別的俳優支配

先ず、國家権力との結託に成功しつゝ、「郷紳権力」に上昇してくる部分の、新たな演劇支配の形態について考察しよう。例えば、『皇明条法事類纂』卷一「五刑」の条には、当時の江南の糧長クラスの地主層について、次のように

な注目すべき記事が見出される。

弘治七年九月二十七日、刑部等衙門太子少保尙書等官白□□等題、一去羽翼以抑豪強。切見江南地方有等豪富之家、或奉例納粟冠帶、或自祖充當糧長、專恃己富、不遵國法、出行之際、陸路則涼添傘轎、前持後擁。水路則樓船響器、左擺右列。収留各處軍灶匠籍、或強盜竊賊。招集四外遊手好閑、或搬戲賭博之徒。皆因原籍犯罪、逃來此處隱藏、及有本地躲避差役小民、故將子弟投獻。又有極貧人戶、因欠錢債、將兒女准折。前項之徒、幸得豪富收留、便要仗勢欺人、或遇主人使令、收租取債。或是家主着命、出外經商。三五成羣、□似虎狼。十數逐隊、惡似鷹鷗。或強奪小民家業、或欺姦貧民妻女。威縛欠債人戶、私置牢獄。妄稱租田名色、公然詐取。非礼犯分、靡所不為。今後、如有勢豪之家、改過自新、將收留前項之徒、赴官出首發解者、免其本罪。如是仍前恃頑故違、堅留在家、主事害人者、許地方里老四隣、并被害之人、指實赴官首告。⁽⁴⁾

右の記事によると、一四八〇年頃の江南地方の「豪富の家」の中には、官に粟を納めて衣冠束帶（特權）を附与されたり、祖先の代から糧長を世襲したりして、官の特別の保護を受け（徭役優免や身分的特權）、郷村に威力を揮うものが多く現われ、彼らは徭役優免を背景に郷村で差役の過重に苦しんで逃亡⁽⁵⁾してくる小民（自作農など）を自己の勢力下に収め、又土地の兼併で蓄積した富で商業活動を営むなどして益々強大化し、四辺の良民に甚だしく害を及ぼしたといふのであり、前記糧長クラスの地主層の「郷紳」への上昇過程を典型的に表わしている記録といえるものであるが、特に注目に値するのは、彼らが支配下に収めている四方からの「遊手好閑」の徒の中に、「搬戲賭博之徒」つまり遍歴俳優が含まれていたということである。このことは、これらの糧長クラスの大地主層（「郷紳」の母胎と見るべきもの）が、この時点で從来氣を配つていた村落社祭演劇に対するコントロールという場面とはなれて、自己の生活圏の中に

独立の演劇機会を樹立しようとする動きを示し始めていたことを物語るものであり、郷村演劇全体の中での、従来の社祭演劇とは別個の演劇場面が有力地主層の個別の勢力圏の中に新たに形成されつつあったものと推定することができよう。しかもこうした有力地主における個別的な俳優支配の傾向は、十五世紀の糧長層全般にわたる傾向であつたらしく、右のような「郷紳地主」への上昇過程にある特権的糧長層ばかりでなく、必ずしも國家権力と結合できず、後には没落していったような中流以下の糧長層においても（勿論、その規模は小さいものであつたにせよ）、やはり潜在的には進行していた傾向であつたらしい。例えば、一五〇〇年頃の松江府・華亭県の糧長における事例を記した何良俊『四友齋叢說』卷一三には、これに関連する次のようない記事がのせられている。

余農家子也。世居東海上、乃僻遠斥鹵之處。自祖父以来、世代為糧長、垂五十年。後見時事漸不佳、遂告脫此役。此誓亂時也。後余兄弟為博士弟子、郡縣与監司諸公皆見賞識。此役遂不及矣。然嘗憶得小時、見先府君為糧長日、百姓皆怕見官府、有終身不識城市者。有事即質成於糧長。糧長即為処分。即人人称平謝去。公稅八月中皆完。糧長帰家安坐。至十月初、又辦新歲事矣。先府君每對人言、我家五十年當糧長。自脫役之後、絕足無一公差人到門者。蓋以五十年內、錢糧無升合虧欠也。此時百姓十一在官、十九在家、亦家富人足。日勤農作、至夜帖而臥。余家自先祖以來、即有戲劇、我輩有識後、即延二師儒訓以經學、又有樂工二人、教童子声樂、習簫鼓絃索。余小時、好嬉。每放学、即往聽之。見大人亦閑晏無事。喜招延文学之士。四方之賢日至、常張燕為樂。終歲無意外之虞。今百姓十九在官、十一在家。身無完衣、腹無飽食。貧困日甚、奸偽日滋。公家逋負日積、歲以万計。雖縉紳之家、差役沓至、徵租索錢之吏、日夕在門。其小心畏慎者、職思其外、終歲惴惴、臥不帖席。此於民情之休戚、世道之慘舒、君子可以觀變矣。

即ち、これによると、何良俊の家は、父の代から遡つて約五十年前（一五〇〇年頃？）から、松江府・華亭県の郷村で代々、糧長をつとめる家柄で、この家では先祖以来、「戯劇」つまり俳優を拘えていたという。何良俊自身小供の頃（一五二〇年頃）から、家庭教師について経学を修業する合い間に、家つき俳優団の戯曲彈唱をぬすみきいたというから、里甲制秩序の中で当初から最上の位置を占めていた糧長クラスの地主層の家では、明初から、こうした俳優丸拘えの風習が存したのかもしれない。ただ、右に見えるように、何良俊の家が代表し得ていると思われる、一五〇〇年前後の、僻地郷村の糧長クラスでは、同じく俳優を拘えるといつても、せいぜい「樂工二人」といった程度の、小規模なものにすぎなかつたと思われるし、ましてや、こうした僻地郷村の糧長は、一五〇〇年頃を境に「昔は十軒の里長戸・甲首戸のうち、一軒が就役すれば足りたのに、この頃は十軒中、九軒が就役しても足りぬ」という式の徭役加重（その裏には特權地主の優免権の拡大があつたと思われる）の中では、自らも没落してゆくという状勢では、これらの没落糧長のお拘え俳優も職を失なつて結局、特權的「郷紳地主」の家に流入せざるを得なかつたのであろう。かくして、一五〇〇年前後の江南では、それ以前から部分的には郷村糧長層にも潜在していた家演俳優の丸拘えという風習が、特權的「郷紳地主層」の中で、より集中され拡大されてゆく趨勢にあつたと思われる所以である。事実、右の何良俊の記す時期より少し前、成化年間（一四八五年頃）の江蘇・吳県の状況にふれた、朱朴（浙江・海鹽県の人）の「論郡政利弊書」（『西村集』卷八）は、この辺の事情を次のように詳細に記している。

一曰優農民……夫吳民糧稅之重、天下莫加焉。而為之長者、盛氣以掊克之。每糧一碩、有贈至四斗者……且夫一畝之田、肥瘠損益。歲收稻米不出二石。而秋糧之重、有至八斗以上者。又有加耗一斗二升、是則幾于一石矣。今糧長又虐取其四五斗焉。然則所存者無幾也。況有水旱之災、不為免放者乎。府縣雖行較勘斗斛之法、其亦視為文

具、何嘗以之量入。惟至充軍起運、用以量出耳。論者、猶以糧長艱難、此由縣官不知閔防、縱其侵用浪費、以致此爾。豈因少收之故哉。雖有充軍之贈、亦不過每石贈米七八升耳。況糧未必皆充軍也。故收糧之際、嬉優戲劇、飲食衣服、玩好百物、畢集其所。下至僮僕婢女、亦皆漿酒蘷肉、袴帛履絲、則其所以苛取吾民者、可以知矣。或曰、若子之言、則糧長皆當粢充矣。然則何以有告脫者乎。某應声曰、此特遠鄉及弱而愚者、不能有取于民爾。彼其在城及強而狡者、曷嘗有之乎。一聞革役、則闔門拳宗、皇皇愁嘆、以為大惑、賄賂權豪、以相請託、求丐里老、以復保充、比比然也。

右の論旨の要点は、吳県の糧長の農民に対する収奪が苛刻で、農民は一畝の収量二石に対して秋糧八斗、加耗米一斗二升、糧長への納米四〜五斗を納めると、手許に殆んど残らなくなること、糧長はこれに対して収奪で私腹を肥やし、特に秋糧を集めるシーズンには、その財力をバックに「俳優・戯劇」をかかりあつめ、下僕に至るまで贅沢三昧をさせていることなどに帰着するが、その際特に当時の状況として、「僻遠の地にあって、さしたる権力のバックもなく、ひたすら徭役上納にはげんでいる、遠郷の糧長」が、その苦役に耐えかねて辞退者続出といった有様であるのに對し、「都市に住み國權と結託して農民から収奪をほしいままにしている糧長」は、辞退どころか、その利權を確保するため、權豪に賄賂をおくり、里老に根まわしをするなどして、その地位を確保しつづけようとしているのだといふ指摘が印象的である。ここには明らかに上述の里甲制の支柱としての一般在地地主層の没落と、それを犠牲として上昇してくる「郷紳地主層」の成長とが対照的に示されているわけであり、このようなコンテキストの中で、「城にあり、及び強にして狡なる者」＝城居の「郷紳地主層」が俳優、戯劇を集中し独占して行くプロセスをよみとることができるであろう。「郷紳地主層」における俳優の集中的支配という事態は、明中期の里甲制解体のプロセスの中で、

ぬきがたく進行していたと考えなくてはならない。このようにみると、前章で述べた、休寧県・茗洲村での状況で、社祭組織の解体に伴なつて、二・三十年にもわたつて里内権力を掌握しつづけるような大地主権力が成長していただらしいことも、その実体を「郷紳的なもの」の成立に重ね合せて理解することができるのではあるまいか。少くとも、城鎮市場地周辺たると、郷村地域たるとを問わず、在地地主層の分解が進行し、その中で成立してきた大地主権力が、俳優の個別支配を拡大し、集中化してゆくという事態は、これを明代中期に特有の現象として把えて誤りないであろう。

II 地主層総体における演劇政策の変化

ところで、上記のごとき郷紳地主層を中心に拡大されてきた個別的俳優支配という風潮は、当時の都市・郷村を含めた地主層総体の立場からする演劇政策の全体系との関連では、どのような意味をもつものであつたろうか。第一章でのべたように、元来、明代前半期の里甲制安定期の村落地主層の演劇政策の主眼は、村落貧下層農民の参加する社祭演劇に強い地主統制を加え、その機能を「勧農」「抑民」「救荒」といった地主体制内の側面において発揮させることによつて、村落共同体的秩序の安定をはかることにあつた。ただし、地主個人の側からすれば、こうした村落民全体の演劇の場をはなれて單に自階級の閉鎖的な内部（例えば、地主の家族・同族の親睦・祭礼・社交の場）限りでは、前記の「勧農」「抑民」「救荒」といった地主層総体の觀点とはなれて自由な演劇をたのしもうとする欲求が起つてくるのもさけがたいことであつて、ここに前述した「糧長層」クラスでの個別的俳優支配という事態が早くから起つてくる根拠があつたと思われる。しかしながら、たとえ地主層内部かぎりのものに止まるにせよ、こうした個別的な演劇（多くは有力地主の家族・同族での演劇）が余り広汎な程度にまで進行するとなると、それだけ社祭演劇への統制が手薄に

なることは免れず、このことは共同体の名の下に貧下層民の観劇欲求を狭い社祭演劇の枠内に閉じこめておこうとする地主層総体本来の演劇政策の基礎をゆさぶることにもなりかねない。ここに、演劇をめぐる個別地主の立場と、地主層総体の立場との矛盾が存する訳であつて、この矛盾は、例えば、第一章冒頭に引用した『若洲吳氏家記』卷七『家典記』『條約』の中の「今よりただ『禁園筈』並びに『保禾苗』及び『酬恩』等の戯のみ演ずるを^{ゆる}聽し、余自の寿誕の戯は尽く革去せよ」（本紀要・第六〇冊・二二頁引）とある文にも暗示的に表現されている。おそらく一五五〇年頃の制定にかかると思われるこの条文の意味は、それまでこの茗洲村・祈寧社の社祭演劇として公認されてきた、抑民的郷約演劇（「禁園筈」・「保禾苗」・本紀要・第六〇冊・四八〇・一五七頁）及び勸農系演劇（「酬恩」・同前一二三・一四二頁）の外に、この頃、地主家族の間に、家族長老の誕生日を祝う演劇が流行り、村落全体の財力を疲弊させることにもなるので、今後は村の公式行事としての社祭演劇を除く一切の私的な家演演劇をやめてほしいということである。元来、この茗洲村の場合には、大地主層といつても、「糧長クラス」のものがいた形跡はないが、第二章・第三節（本紀要・第六三・二二頁）でのべたように、一五〇〇年前後から、祈寧社社戸出身の里長戸の中に、一一・三〇年にわたってこの里の黄冊編造を指揮し得るほどの有力大地主と見られるものが生長してきていたところを見ると、これら里長戸クラスの大地主層を中心に寿誕劇をはじめとする家演演劇が流行り、先にのべた個別地主の観劇欲求と、地主層総体の演劇抑制指向との矛盾がその頂点に達したため、地主層総体の利益を守る方向に重点をおいて、上記の条文が出されたものと考えたい。このように見ると、一四五〇年頃から糧長クラスを中心に里甲制上層部の地主家族の間に起っていた、私的な家演演劇の動きと、それ以前に既に村落共同体の公的行事としての地位を占めていた社祭演劇との間の矛盾は、充分には止揚されないまま、一五五〇年に及んでいることがわかるのであるが、それでも拘らず、この百年間を通じて、特に里甲制解体を背景としつつ、個別地主の私

的家演演劇が糧長層から里長層へと波及し、公的社祭演劇に対して優勢を占めつつあったという傾向は、ぬきがたく進行していたと見ざるを得ないのである。このような地主家族における個別の俳優支配及び家族内限りでの個別的演劇の上演ということは、明代地主層において当初とられてきた、社祭演劇重視の方針を廃棄することなしには、推進し得ない類のものであった。しかば、共同体的社祭演劇を少くとも村落支配の基礎の一つとして出発した明代江南地主層において、その基礎自体の価値を減ずるような、このような演劇政策の変化がいかにして可能であったのだろうか。いくつかの社会的背景・要因が考えられるが、最も基本的なものと考えられるものは、里甲制の解体に平行して成長してきた新たな支配層としての大地主権力（「郷紳地主」・「城居地主」）がかつての里甲制にくみこまれていた在地地主層又は中小地主・自作農ほどには、在地の共同体的諸関係の維持に責任をもたなくなつて、それだけ村落社祭演劇を自らの収奪の基盤としては重視しなくなりつつあったのではないかという点である。里甲制の解体に伴なつて成立してくる、前述の「郷紳地主」が直接の農業經營から遊離する傾向が強かつたことについては、明代經濟史家の間にしばしば議論されているところであるが⁽⁶⁾、その契機としては、二つの側面が指摘されている。一つは、この時期の「郷紳地主」の商業資本的（商人地主的）性格という側面である。前述の朱朴の言に見えるように、「弱にして愚なる」遠郷の旧い型の糧長が没落していったのに対し、「強にして狡なる」「城居」の糧長が新しいタイプの「郷紳地主」として上昇し得たのは、彼らの商業立地を利用した營利活動、没落地主や自作農からの土地の買収、集積、高利貸及びその地位を利用しての口引き料などによる点が多く、また逆にこのような商業的營利が彼らの都市居住、従つて在地農業の直接經營からの遊離を不可避的に誘発し促進する傾向があつた。⁽⁷⁾また、これと並んで同じ方向に事態を促進した第二の契機としては、從来、地主經營が掌握していた佃戸層がこの時期に經營的に自立しはじめ、その

再生産の場——共同体を基礎とする彼らだけの新しい階級的連帯が形成されてきて⁽⁸⁾、この面からも従来の地主側の共同体的管理権が弱まってくる傾向にあったことも注目される。おそらくこの二つの傾向は表裏一体をなすものであって、第一の契機は第二の契機を助長し、又逆に第二の契機が第一の契機の根拠となるという関係にあったと思われるが、特に第一の契機において強大化してくる郷紳地主が「城居」せずに「郷居」のままとどまる場合においても、第二の契機が働く以上、その在地における共同体的諸関係からの遊離は避けがたいものがあったと考えられる。従つて、前章に指摘した一五〇〇年代の、茗洲村の大地主層のごとき（黄冊編造の長期担当者）も、「城居」の糧長級の「郷紳層」ほどではないにしても、やはり共同体（祈寧社）に対する掌握力を弱めていたと考えられる。そしてこのように共同体から遊離した新「地主」にとって、共同体規制の一環としての「社祭演劇」が従来ほどの強い関心を惹かなくなってくるのは、当然のなりゆきであって、ここに上述の「変化」の主因が存するものと考えることが可能であろう。

かくして、「社祭演劇」に対して従来の統制関心を失なった新しい「郷紳地主層」は従来の「社祭演劇」偏重の一元的な演劇政策を改めて、村落内における従来公認の「社祭演劇」以外に、多様な演劇の分化を默認してゆくという多元的な演劇政策に変つてゆくことになるのであるが、彼らの地主的な利害が相交らず強く働く限りにおいて、その変化の方向はやはり「郷紳」体制的に規定されざるを得なかつたであろう。それでは一体、どのような変化、分化の方向が歴史的に可能であったか。明代史資料はこの点について、社祭演劇の外に、少くとも二つの演劇形態の分化を指示しているようと思われる。その一つは「郷紳地主」を中心とする地主層内部における「宗族演劇の発達」という方向であり、もう一つは、当の「郷紳地主」が市鎮支配の拠点としている市鎮及びその周辺農村地帯における「社祭演劇の市場地興行演劇への傾斜」という方向である。この両者は、相互にからみ合つて進展したものであるが、以下、

それそれにつき、節を分つて論ずることにしたい。

第二節 有力同族における家礼演劇の成立

さて、郷紳支配の形成は、何よりも先ず当の郷紳を中心とする個々の地主家族・同族の内部で族員間限りの宗族演劇の成立を促した。前述のように郷紳地主は先ず何よりも自らの奢侈的欲求によつて社祭演劇規制からはみ出していつたのであるが、そのことは同時に彼らが従来社祭演劇統制を通して掌握してきた共同体権力から浮き上つてゆくという危機感をも伴なつた筈であり、彼らとしては、こうした権力基盤の弛緩をふせぐ意味でも、より一層、自己の掌握する限りでの家内労働力（雇工、佃戸など）の結束を強化し⁽⁹⁾、又地主層相互の横の連帶をはかり、更に官僚権力との社交的結びつきを維持するといった必要に迫られていた。かくして彼らは当初自らの奢侈的欲求によつて拘えこんだ俳優を、家内労働力の結束に益する宗族内の宴会の場や、国家権力との結託を培養するに必要な官僚接待の宴会の場に投入しつつ、独自の宗族家礼演劇を拡大する方向にせきたてられる破目になつていつたと思われる。このような演劇形態は、基本的には郷紳地主における血縁集團を中心とする範囲で行なわれた限り、社祭演劇の地縁的性格とは対蹠的な関係にあり、その血縁的特徴に着目して、これを「宗族演劇」と名づけておく。換言すれば、この演劇は共同体から遊離しつつあつた郷紳地主層がその遊離の過程そのものの上に居直つた形態とも言えるもので、明中期以降の演劇史の展開方方向を最も強く規定したものである。以下、その種類の分化と、その社会的背景について、論じて見ることにする。

I 家礼演劇の種類

明代前半期から中期にかけて江南先進地域の有力同族の間には、「冠婚葬祭」その他の家礼の場に俳優を招いて演劇をやらせるという風潮が目立つてくる。今、この種の地主家族・同族の私宴家礼演劇について、「冠礼」・「婚礼」・「葬礼」・「祭礼」・「賀礼」の五種類のケースをわから、それぞれの場面でどのように演劇上演が慣行化されてきたか、文献資料に即して検討して見ることにしたい。

(i) 冠礼演劇

先ず、「冠礼」の場合について見ると、例えば、民国六年『雙林鎮志』卷一五〈風俗〉の条に、

△冠礼久廢、行之者鮮。男子成婚日、凌晨行加冠礼、用鼓樂、供仏馬、贊以祝詞。上頭之人、必擇親族中結髮夫婦已有子者、行礼於序事。男子加大帽、女子亦出嫁日、加珠笄髻簪、儀与男子同。

とあるように、近世の風俗では、独立の儀礼としての位置を失なって、婚礼の一部となってしまい（その前座的儀礼）、従つてここでの「鼓樂」の場で独立の家演演劇が行なわたといふ記録は殆んど見当らない。しかしそれでも、例えば福建の人、蔡獻臣が万曆壬子(一二)に修した『同安縣志』〈風俗志〉（『清白堂稿』卷一七）には、

蓋有飲食之侈、物必珍貴、具必鳳甌、品必數十、飲必丙夜。甚至弱冠生朝、演戲招賓、祖父忌祭、牌枚行酒者。

とあり、ここに見える「弱冠」の語は「生朝」（誕生日）と併列している点から見て、おそらく「冠礼」の日を指すものと思われ、従つて、この地方では「冠礼」に附隨して「演戲を行ない賓を招いていた」ことがわかるわけである。このように見ると、記録の乏しさにも拘らず、江南有力同族の間に、「冠礼演劇」は、かなり広く行きわたつていたと考えて間違いないであろう。

(ii) 婚礼演劇

次に婚礼についても、事態は同様であって、例えば、正徳年間（一五一八年頃）の、浙江・奉化県のことを記した、張邦奇の「知奉化県朱侯去思碑」（『張文定公全集』・「靡悔軒集」卷四）は、間接ながら次のように「婚礼」における演劇滲透の傾向をのべている。

正徳戊寅冬、上海朱侯以進士来知奉化：凡。昏。喪。靡。置。酒。作。樂。及。俳。優。蠱。惑。婦。女。嬉。遊。害。禮。傷。教。之。習。皆。嚴。禁。必。罰。俗。用。丕。变。

つまり、ここでは「昏葬は奢靡にして酒を置き樂をなし、俳優蠱惑し、婦女嬉遊した」というのであって、「婚礼」にも亦、「俳優」の登場を予想してよいであろう。また時代は下るが、民国六年『雙林鎮志』卷一五「風俗」の条にも

△新婚三日之内、有閨房之習、親友醵金公賀、或鼓樂侑酒、或倡戲、餽房借索、果為名喧笑攘攘、殊不成事。近

時此風稍息矣。

とあって、近時の「餽房」の慣習にも、婚礼演劇の伝統を見る事ができる。おそらく明中葉以来、冠礼の場合に比べてより高い普及度を示していたものと考えられる。

(iii) 葬礼演劇

次に「葬礼」の演劇についてみると、これは諸家礼の中でも最も早く演劇を受け容れた場面であつたらしく、早くから文献の上に豊富に登場してくる。以下、諸資料を追跡して見よう。

先ず、江南郷紳層における「葬戯」流行の一般的形勢については、成化年間（一四七〇年頃）の時点で、浙江・永嘉の人、周旋の『畏菴文集』卷一〇に次のような記述がある。

翰林院修撰臣周旋謹題、為救時急務事……臣聞蘇松之与京畿富豪之家、賓客飲宴、動宰過分之馬牛、擅用違制之器皿、茶食高而距梁、看喫豐而累卓。一席之陳、百倍之費、豈非奢之謂歟。喪事奉行、器陳美飾、祭列珍奇、張樂娛戶、搬戲、駁俗紙山等儀、極其華巧、徒費万錢、卒赴一火、祇尚虛文、全無戚戚於死者。復何益哉。其侈靡相高、而風俗不厚。若此苟不嚴革而深禁之、人將習之、至於為盜不恥矣。

右に見るところによると、この頃、蘇州、松江といった先進地帯の富豪の家、おそらく郷紳大地主の家にあっては、賓客を招いての宴会がひどく奢侈になり、喪礼においても、珍奇、美飾をこらし、「樂を張りて戸を娛しましめ、戯を搬する」という有様であったという。嘉靖の末、一五七〇年頃の江南一帯の風俗を論じた、松江府・華亭県の人、陸樹声の『陸文定公全集』卷二二「善俗裨議」も同じ風潮をやや詳細に次のように述べている。

一、喪葬大事、人子竭情尽礼。然惟周於身、周於櫛者、所當致力、勿之有悔焉耳。近俗喪家用樂、類作仏事。葬則張結彩亭、扮演雜劇、羅列祭品及設席以延吊客、是於哀戚中備儀文、喪制中求觀美。雖其中守禮者不至隨俗、而習俗移人。所當裁革、惟襄事之先。預告葬期、亦不用裂帛。

また、黃洪憲『碧山學士集』卷九所収『(嘉興)秀水縣志』「風俗」の記事は、一五九〇年頃のこの地の喪葬風俗の姿を更に詳しく次のように述べている。

喪、始死、男免女髽。遷戸、撫用綿。至親哭臨、以縗帛襚之、曰上襄。三日成服、設明旌帷。堂客始吊、儀用香楮、或以幣辭。姻家設奠拂。男答拂、婦哭于帷中。每七日、俗家作仏事。士大夫、亦間有之。七七謝弔客、衰服拜其門。將葬、裂帛告肆期、請題主姻友送葬。或○路祭、具方相明器銘旌、梵音懸吹、交雜流響、至用優劇為戲、非礼也。窯戸多以薪葬、巫兒仏嫗、釀錢會送。邇來士大夫泥青烏家言、謁墮卜地、術士眩以禍福、至有数十年不

葬者、則惑之甚矣。

右によると、「葬礼」における演劇は、葬礼全体の最終段階に当る「路祭」の部分で行なわれるのを本則ないし起源としたものらしい。元来、路祭なるものは、死者の遺骸を墓所に送る行列が喪家を出発するに際し、その路傍に祭場を設定して行なう儀礼であつて、その概要是古く唐の封演の『封氏聞見記』卷六〈道祭〉の条に次のように見えてゐる。

△玄宗朝、海内殷贍。送葬者、或當衢設祭。張施帷幙、有仮花仮果、粉人麪粧(一本作歎)之屬。然大不過方丈。室高不踰數尺、議者猶或非之。喪乱以来、此風大扇、祭盤帳幙、高至八九十尺、用牀三四百張、雕鏤飾画、窮極技巧。饌具牲牢、復居其外。大曆中、太原節度辛景雲葬日、諸道節度使使人修祭、范陽祭盤最為高大、刻木為尉遲鄭公突厥鬪。○之戲、機關動作、不異於生。祭訖、靈車欲過、使者請曰、對數未尽。又、停車、設項羽与漢高祖會鴻門之象、良久乃畢。縗絰者、皆手擘布幕、收哭觀戲。事畢、孝子陳語與使人、祭盤大好、賞馬兩匹。滑州節度令孤母亡、鄰境致祭。昭義節度、初于其一本作淇門、載船梶以充幕柱、互時嫌短。特于衛州大河中河船上、取長梶代之。及昭義節度薛公薨、絳忻一本作忻諸方并管內滻陽城南、設祭。每半里一祭、南至漳河二十餘里、連延相次、大者費千餘貫、小者猶三四百貫、互相窺覬、競為新奇、柩車暫過、皆為棄物矣。蓋目開闢至今、奠祭鬼神、未有如斯之盛者也。

即ちこれによると、唐中葉以降、節度使クラスの貴顕の家では、路祭が華美を極め、祭場の高さを競い、又、祭場の裝飾にもカラクリ人形などの數奇をこらし、「尉遲鄭公と突厥の戦」の様や「項羽、劉邦の鴻門の会」の場などが演ぜられるなど、演劇的要素がかなり濃厚になっていたといふ。尤も路祭行列の沿革は、古代以来の「方相」行列にまで遡り得るものであつて、元来、開路神としての「方相」神を先頭に立て、これにさまざまの明器を配し、後尾

に銘旌を立て楽隊に音楽を奏せしめて行進するという見せ物的色彩の濃厚なものであったものが、特に唐代中期以降の貴族の間では、路上に丈余の屋台を立て、カラクリ人形をしつらえ、「死靈をなぐさめる」ために演劇風の出し物を演ずるという形に變つてきいたわけであつて、右にあげた明代記録なども、その延長と見ることができるものである。但し、宋元時代には記録が乏しく、一旦の衰微を経た後に復活してきたかに見える、右、明代の路祭においては、喪礼全体に仏教系儀礼の要素が加わる中で、単なるカラクリ人形でなく専門の俳優を雇う本格的な演劇形態に転化してきたことは明らかである。⁽¹⁰⁾ 仏教系儀礼の影響という点では、同じ一六〇〇年頃の、安徽・休寧県の風俗を記した方弘靜の『素園存稿』卷一七〈四禮義〉の次の記述も参考となる。

葬之祖也、礼也。今或競陳劇戲、以娛死乎。以死娛乎。夷習也。蓋有禁之者矣。禁之不力、猶無禁也。見義不勇、君子惜之。

葬祭惟遵朱文公家礼、称家有無、毋作仏事。毋競華靡。毋以酒肉溷賓。毋相欺以楮幣。語曰、葬致乎哀、哀不足而虛文以為礼、恶乎用其情哉。古之人不家於喪、而今乃有以喪傾家者。至於柩前暢飲、道旁劇戲、幣帛謝吊、鼓樂娛魂、此獸心夷習、有司不嚴禁、奚其為政也。稍有知者、知其不可、懼俗人誚責、勉強行之、其亦無志矣。

即ち、ここでは、「劇戯によつて死者をなぐさめること」が「夷習」として把えられている。古代儀礼の因襲の中に束縛されていた路祭が演劇に転化するためには、儒教的正統思想（朱文公家礼はその近世的典型）から解放される必要があり、「封氏聞見記」に見える無教養な節度使武人の世界とか、或は仏教などの異教的な雰囲気が必要とされたのかかもしれない。何れにしても、明代中葉の江南の郷紳の家では、「墓所に赴く死者の靈をなぐさめるための路祭」の風習は、次第に根を下してきており、それは、路傍の祭場でのカラクリ人形という古代的形態を脱して、家堂内での

宴席の場に入りこんできて、所謂「葬戯」が形成されてきたということができる。

(iv)

次に祭礼即ち祖先祭祀の家札の場合について見ると、ここにもやはり演劇の滲透を示す痕跡は認められる。例えば前掲、馮時可の『馮元成選集』巻二六「札説」下の次の論説などが参考になる。

祭礼濶略、祿祠蒸嘗、不以時舉。蘋藻不親、俎豆不具、而迎神唱會、弊鼓喪豚、曾莫之恤。甚或演劇娛天、謂之天戲。其瀆慢凟亂害禮之甚、而有司莫之懲、則姑息之過也。

即ち、この地方では、厳肅なるべき祖先の祭祀に当つて、蕪藻俎豆を備えず、邪教的な「迎神唱会」の仕方をまねている外、「演劇をやつて天を娯める」所謂「天戯」を演じて礼教を乱しているものがあるのに、有司もこれを顧みない有様だったというのであって、祖先祭祀系統の儀礼にも演劇が波及してきていたと見てよいであろう。更に祖先を祀る宗祠においても、演劇を上演する風潮が起つていたことを示す記録も散見せられる。例えば、浙江・山陰県・水澄村の劉氏一族の場合、八年『(浙江・水澄)劉氏家譜』(多賀姓氏別目)No.397 〔宗約雜戒〕には、次のような記事が見えている。

凡宴会、禁梨園、尤禁廟中梨園宴会。

舊規遇大慶、宴會於家廟。聚客七八十人。非梨園、不鎮囂。庄俗。然苟分兩口治具、則意專情洽、何事梨園。

凡祭、除家廟通行外、概遵文公家禮。如祭外神、係本境年規、皆不用梨園以遠賣。

崇禎甲戌春王正月吉旦

主祀事裔孫鴻燦

宗周代編

これは署名に見えるように、東林党の名士劉宗周が先輩劉鴻燦の口述を基に編んだもので、祠廟で一族の宴会が行なわれる場合に、「梨園」を招くことを禁じている。但し、旧規約（明中葉頃のものか）では、慶祝行事の際には必ず家廟に族員を集め、更に賓客七、八十人を招待して宴会する慣わしあつたといい、梨園演劇を行なわなければ納まりがつかなかつたというから、明末の時点では、家演演劇は家堂から家廟へも進出してきていたと考えなくてはなるまい。次のものも同様の例に属する。

○天下事非一指臂一靈竅可成。生斯世也、必從名賢結合、乃可進德修業。不可得、亦点檢載籍、從古名賢摹擬。諸如輕佻傾險之儕、必不許為侶。倡優博賽之類、不許招攜入此門。（程徳良『新刻程凝之先生白蓮滸集』卷六〈祠訓〉—湖南・一五八〇年頃）

○尊祠宇、祠宇為先靈所依、祠正副等宜嚴加鎖固、時勤省視、不得縱入遊宴演戲汚壞、稍有罅漏、即行動支祠銀修葺、仍嚴行捕訪。（方曆『江西・溪南』江氏家譜）（多賀姓氏別目）不分卷、〈祠規〉—一六〇〇年頃

何れも宗祠での演劇を禁ずる趣旨のものであるが、しばしば祠堂において演劇が行われていたこととの逆証と見なし得るものである。要するに、これらの「宗約」類が、いかにその祖先祭祀の形式を『朱文公家礼』の枠内に抑えようとしても、またかつてこれらの同族が地主的立場から干与していた外神（社神）演劇から手を引くように族員を規則しても、上述のような葬戯をはじめとする家演演劇の盛行は抑えるべくもなく、その延長としての祠廟演劇も亦さけがたく進行して行つたのである。⁽¹¹⁾

(v) 賢礼演劇

ところで、上述の如き「冠婚葬祭」の家演演劇が厳密な意味での「冠礼」「婚礼」「葬礼」「祭礼」に限定されて上

演される限り、その演劇機会はそれほど多くなる筈はなかつた。「冠」「婚」「葬」はもとより、族員各自にとつて一生一度のことであり、祖先祭祀としての「祭礼」とても、祭礼日は春秋限られた回数でしかなかつたと思われる。しかし、問題はこうした限られた回数にせよ、郷紳地主、有力同族の間に、一旦村落社祭演劇を離れて独立の演劇機会が容認されたということによつて、次第に厳密な意味での「冠婚葬祭」の範囲を逸脱して、各種の祭礼名目が立てられ、遂にはこれらの郷紳家族の一般的な賓客接待の儀礼たる「賓礼」「燕礼」にまで演劇上演のチャンスが拡大していくことであつた。明代中期以降の有力同族の家訓、家約の類には、むしろこうした必ずしも「冠婚葬祭」の名を有せぬ、一般的な「賓礼」「燕礼」における恣意的な演劇上演を抑止しようとする規定をもつものが多い。以下、しばらく実例を追つて見ることにする。

先ず、一五五〇年頃の浙江・海鹽県・（海昌）許氏の家訓である〈許氏貽謀四則〉〈家則〉（許相卿『雲邨先生文集』付）はこの傾向を次のように記す。

歌舞俳優、鷹犬虫豸（鸚鵡・鶴鶲・鬪鶲・促織之類）、劇戯煙火、一切禁絕。雖樂賓、怡老、娛病、亦永勿用、以杜賭博姦盜爭訟焚蕩之隙、且防小子眩惑耳目、蠱蕩志習、荒廢學業、後患猶未易殫言。

即ち、俳優歌舞、戯劇烟花の一般的な禁絶を主張しているこの家則が特に重視しているのは、「賓を楽しませる演劇（賓礼演劇）」、「老人を怡しませる演劇」（同族長老の慰安、おそらく「寿誕劇」）、及び「病人を娛しませる演劇」（同族長老の病氣平癒祈願又は感謝の演劇）などであつて、この段階では、同族演劇の範囲は固有の「冠婚葬祭」の枠からはみ出して「賓礼」に拡大してきていることがわかる。この中、特に同族長老の誕生日を祝う寿誕劇は、明代中期以降の郷紳間に流行を示したものであつて、前記の『茗洲吳氏家記』にも見える外、しばしば文献にも現われている。以下、若干を

摘記して見よう。

○乃五月之望、太孺人年七袞矣。是日也、車騎枉門、縉紳枉席、鼓吹交作。拜太孺人而獻祝焉。薦玉帛、發詩歌、陳觥俎、黜伎劇。君子謂、樂而不淫、飲而有礼、由是觀之、則侯之德、猶僖公也。（錢琦『錢臨江先生集』卷二〇）（寿張太孺人七十序）—浙江・海鹽・一五六五年頃

○府君諱楩、字良器、号学易、人称学易先生……平生目不視女人。口不談女色……一日從兄舉壽觴、宴賓族於堂。用女優上寿、府君艴然趨出、蓋方正不詭于俗、処多如此。（詹孝達『百拙日錄』卷八）（先承德郎府君伝）—安徽・一五七〇年頃

右の逸話はいずれも同族長老の誕辰に俳優が招かれて演劇を行なう場面で、主人公が演劇を排斥したことが佳話として伝えられているものであるが、それは逆にこの種の場面での一般的な演劇流行を物語るものであろう。もとより明代後期にあっては、こうした場面は寿誕宴会に限つたわけではなく、広く社交的賓礼宴会全般に波及してきており、一部にはこれを抑止しようという議論もあらわれている。例えば次のとくである。

○古者、燕客、琴瑟笙簧、而今用優劇、謹呼謔浪、既以乖雅。葉虫藻火、或以犯制。雖王文成以為勸善戒惡、有古樂之遺。然疎客衆會、間一行之、亦可以代勞節語。若素心雅集、断乎可已。又夫非探勝而行舟、不会文而卜夜。非耆宿所宜、是尤当更者也。（馮時可『馮元成選集』卷二六）（禮說）—松江府・華亭県・一五九〇年頃

○縉紳士庶燕会供具希饌、用数品足矣。今用大盤羅列、殊為暴殄。且用戲子喧囂狎謔、亦属不雅。又民間婚葬擅用銅鑼鼓、昼夜喧闐、甚為汰侈。今行禁約（葛守礼『葛端肅公集』卷三）（禁奢僭以明礼節疏）—山東・德平県・一五七〇年頃

○昔者姚俗簡朴、近古諸凡譙会僅僅成礼而已。比来、士夫之家競為侈靡。萃水陸之珍、誇金帛之盛、恣長夜之飲、

耽劇戯之娛、此當承平無事、然且不可。況且四郊多疊之時乎。（『皇明經世文編』・「屠孫二公集」〈防倭〉）

これらを見ると、当時の地方官やその幕僚、顧問クラスのインテリ達が江南郷紳層の間に流行するこの種の名目なき社交的家演演劇を、おそらく地主層總体の利害の上から、極力、抑止しようと努めていたことがわかるわけであるが、中には、一律にこれを禁ずるのではなくて、この種の演劇の事实上の流行を前提とした上で、これに一種の限界を設定しようとする趣旨の議論も現われている。例えば、一六〇〇年頃の撰になると思われる、浙江・嘉善県の人、支大綸の『支華平先生集』卷三六〈酌家訓〉は次の如き微妙な表現を示している。

嚴家範……優伶雜伎、不惟蠱惑心志、亦多玷污家風、吾所常見。惟郡邑大夫、宴款不敢不用。亦須問宅張筵、以防淫媒。其餘親友、不得輒用。

ここでは、同じく賓客接待の演劇を禁止しながらも、「郡邑大夫」（官界につながる土地の有力者、郷紳・官僚）の接待については、これを容認し、より小さな親友クラスの賓客についてのみ、優伶雜伎の使用を禁じているわけで、固有の意味での「冠婚葬祭」の演劇は勿論、「賓礼演劇」の一部についても、その必要性、正当性を認めているわけである。同じく、浙江・嘉善県の人、陳竜正が一六三〇年頃に書いたと思われる〈政書・雜訓〉（『幾亭全書』卷二二）も、次のようにほぼ同方向の問題設定を示している。

俗所通用而必不可襲者、四事。一曰、家中不用優人。優人演戯、無非淫媒。豈可令婦人童稚見之。即親翁新過、先期告之。同志高明、必不見罪。儻宴公祖父母、輪流為首。誼不可辭。亦須度量官府品致、可已者、明告而罷之。不可已、寧借他處園亭、勿壞家法。

即ち、「家での賓客接待に当っては、なるべく演劇をやらないように努め、特に血縁の族長などの来訪には、前もつ

て演劇を行なわない旨を予告して諒解を求めること、県知事などの官長（公祖父母）を接待する場合で、しかも同じ郷紳仲間内の演劇接待の順番が回つてきて、ことわりきれない場合にも、相手の官府としての格を値ぶみして、演劇をやらずにすませるようなら、ハッキリその旨を通告してことわるのがよく、（相手の格が高く）どうしても演劇接待をかかせない場合には、「自分の家でやらずに、他の園亭を借りて上演せしめよ」というのであって、前項の「郡邑大夫」の場合と同じく、「公祖父母」の場合については、その接待に演劇を行なうことも止むを得ないというのである。これを見ても、江南郷紳層の間に「賓礼演劇」が慣行化していた状況は明瞭であろう。

以上、(i)～(v)にわたり、郷紳を中心として江南地主層の間に形成された家礼演劇の諸相を概観した。そこでは、少くとも「冠婚葬祭」の各礼の場面と、地方官僚との接待社交を目的とする「賓礼」「燕礼」の場面と、この二つの場において、家堂に俳優を招いて演劇を上演することは、社会通念として公認されていたと言えるように思われる。

II 宗族的家礼演劇の社会的背景

しかば、これらの「冠婚葬祭賓」五礼にわたって根を下してきた家礼演劇は、いかなる社会的必要性の下に形成され維持されていたのであろうか。上記の諸文献が力点を置いているところは、専ら郷紳地主層における奢侈的風潮という一点に帰着しているようと思われるが、こうした奢侈を不斷に持続せしめている要因（そのことの不経済性については、郷紳層において充分意識されていたにも拘らず、なおそれを継続させるようにせきたてている客觀的因素）は一体、何であつたか。このことについては本節冒頭に若干触れることがあつたが、今改めて、「冠婚葬祭」の場合と「賓礼」の場

合との二つのケースに分ち、それぞれの発達の要因を検討して見ることにしたい。

(i) 「冠婚葬祭」演劇の社会的背景

この点について注目に値するのは、この時点における、これら郷紳地主の個々の地主経営内の「直営地労働力の掌握」の問題と、「冠婚葬祭演劇」との関連である。本章序節でふれたように、里甲制の崩壊と平行して、自作農と中小地主層を没落せしめながら上昇してくる特權的地主としての郷紳層は、その兼併した広大な農地を經營してゆくに当つて、直営地部分においては奴僕、雇工を、小作地においては佃戸を役使してゆくのが通常の形であったという。奴僕は百人以上、佃戸もまた百人以上を擁する大地主經營にとって、しかも前述のように地主自らは直接經營から遊離しがちな条件の下で、数が多く散漫で拡散しがちな、これらの労働力を掌握して行く上に、最も中核的な役割を演じていたのが、主家の家父長的権力に身分的に隸属し、これに忠誠を持続せしめられている、奴僕群の存在であった。明代大地主の下での奴僕の多くは、身分の開始と共に主家の姓に改姓せしめられ（義男義婦）、主家の家父長権の直接支配に服しながら、直営地の労働に従事し⁽¹²⁾、またその有能なものは、主家のために（多くは不在地主化）、佃戸からの収租事務を遂行するなど、直営地、佃地の双方にわたって、郷紳地主經營の中枢を形成していたと言われている。逆に言えば、郷紳地主にとっては、これらの奴僕群をいかに自己に忠実な私兵的集団として統轄してゆくかという点が重要問題となつていていたわけで、彼らを改姓せしめて擬制家族員としていたこと 자체（元来は投票奴僕を優免権の下に包摂するための手段であったが）、國家の保証する家父長権力の枠の中に彼らを閉じこめてその忠誠を強制的に確保するのに好都合であったと思われる。そしてこれら郷紳層において、明代中期から「冠婚葬祭」が急に派手になるということも、単に特權的奢侈というだけではなく、その底には、これらの擬制的な家族員となつてゐる奴僕群を含めた、經營の中

枢部分を、主家の祖先、長老を中心とする共同体的祭祀儀礼に動員し、それによつて彼らの主家に対する忠誠心を不斷に培養してゆくという狙いをひそめたものであつたと考えられる。「冠婚葬祭」は社会的階級差、身分差を最もきらびやかに顯示する行事であつたから、それを派手に行なうことは（常に僭越の批判を浴びることになるが）、同族員に対して主家の権威を印象づけ、それへの忠誠心を培養する絶好のチャンスであつたに違いない。明代中期の郷紳地主層が「冠婚葬祭」に禁断の「俗曲、演劇」をもちこんだ理由は、（かつての中唐節度使の路祭拡大と同様）、それを通じて擬制同族員たる奴僕群（一種の私兵的存在）に同族固有の特権意識を鼓吹し、支配中枢を不斷に強化することにあつたと考える。

(ii) 賀礼演劇の社会的基盤

次に賓客接待を目的とした賀礼演劇の社会的原因について考えてみると、これは郷紳地主特有の国家権力への癒着指向と関連させて理解することができる問題であろう。前述したように、郷紳地主が、数ある仲間の里長、糧長の間からぬけ出し、彼らを分解しながら大地主として成長し得たのは、自らが常に知県、知府その他、有力な地方官僚、國家官僚と結託し、糧長その他の特権的地位を確保しつづけたからに外ならぬのであって、この面からいえば、郷紳地主層にとって、上記の『幾亭全書』に所謂「公祖父母」つまり当地の有力な官長と接触を保つことは、自己の存立を保証する必要条件だったのである。従つて、郷紳大地主層は、これら官長の接待に当つては輪番でその任に当るなど、極めて組織的な対応を示したのであって、そのような官長接待の場に、既に自らの「冠婚葬祭」の場で独自の成熟をとげていた家演演劇を奉仕せしめることも一つの成り行きであったといわなくてはならない。因みに、同族長老の誕辰を祝う寿誕劇や、同じ長老の病氣平癒についての祈願感謝の演劇などは、前記の冠婚葬祭系演劇のもつ収族機

能と、本項の賓礼演劇のもつ社交機能との両者を兼ね備えた実体を有するものである。即ち、この場合の演劇は、対内的には同族内の現世最高の権力者である長老（家父長）に対する族人の尊敬を集中し、奴僕を含めた鄉紳労働中枢の主家の忠誠心を培養すると同時に、対外的にはこの郷紳家族の周辺に存在する有力者との社交をはかる機会ともなっているわけであって、この時期の郷紳家礼演劇の諸要素がここに集中的に機能しているといえるのである。明代を通じ、葬礼演劇（葬戯）と並んで、この種の寿誕劇の盛行を伝える記録が多いのも、偶然ではないと思われる。

以上、要するに、「家礼演劇」を促進した社会的要因は、主として明代前半期以来、里甲制を分解せしめつつ上昇してきた糧長クラスの大地主層の内部に、構造的に醸成されたものであった。前述のごとく、里甲制期の糧長時代、既にいくばくかの専属俳優を養っていた彼らは、明代後期においては、更に一層その俳優支配のスケールを拡大せしめている（後述 第四章）。そして、郷紳層に端を発したこの種の家演演劇は、次第に郷紳以下の地主層（非身分的地主、在郷地主、中小地主など）にも波及してゆく傾向にあり、この結果、明代後期の郷村にあっては、支配的大地主の大半は、家礼演劇に力を注ぎ、社祭演劇からは殆んど手を引いてゆくという状態になつていったのである。しかば、このようないい郷紳地主の遊離撤退した後の「社祭演劇」は、どのような方向に変化して行つたのであらうか。これが次の問題である。

第二節 市場地における社祭演劇の興行演劇への傾斜

さて、明代中期以降、上述の如くその個別的宗族集団の内部に新たに家礼演劇を成長せしめた郷紳地主層は、上述

のようすに社祭演劇の場面から遊離しつつあつた限りにおいて、従来の里甲制下における在地地主層とは異なるた關係に立つ方向にあり、このことが明代中期以降の社祭演劇全体に大きな変質を導き出してきていたことに注目しなくてはならない。変化の要点を約言すれば、上記、郷紳地主が市場支配の拠点としている市鎮区域及びその周辺農村区域一帯における「社祭演劇の興行演劇（市場地演劇）への転化」という方向である。即ち、これらの地区では、上記のように郷紳層の社祭演劇支配はゆるみつつあり、その分だけ従来、地主層側の演劇統制の下に服していいた村落貧下層農民の演劇拡大要求が強くなつて、社祭演劇全体が次第に恣意的な拡張、拡大に向わざるを得ない形勢が現われてきていた。しかも前述のようすに、郷紳地主層なるものは、商人資本的性格を多分に具有しており、従つて彼らは社祭演劇の共同体的機能から離脱しながらも、従つて一般に社祭演劇を放棄しながらも、それが彼らの掌握している市場の人集めに役立つという商業的機能の面に着目することがあり、場合によつては（特に市鎮の場合）、貧下層農民の力で拡大してくる当の社祭演劇をむしろ市場支配の挺子として利用しようとする傾向を示してくる。かくして明代中期以降、郷紳地主層の離脱による社祭演劇秩序の全般的崩壊の中で、特に市場拠点たる市鎮地区及びその周辺村落における社祭演劇が市場經濟の拡大に乗つて急速に繁栄しつつ次第に興行演劇の要素を帶びてくるという現象が起つてくるわけであつて、これは郷紳支配に伴なう新しいタイプの村落演劇形態の分化と目することができよう。この変化は市鎮及びその周辺村落全域を蔽つて進行したものであつたが、市鎮の周辺村落区域と、市鎮街巷区域とでは、若干、変化の経路及び実態に差異が認められるので、以下、この二つの場面を順次に検討した上、この変化の頂点として起つてくる一部の市鎮での戯園形成の動きに論及したいと思う。

I 市鎮周辺農村区域における社祭演劇の変質

さて、上述の社祭演劇の変化は、何よりも先ず郷紳的土地位所有の成立している市鎮周辺村落（市鎮市場圈内の郷村）において現われてくる。その変化の要点は、郷紳地主層が城鎮などの市場拠点に移徙して不在地主と化し、社祭演劇組織に対する掌握力を失なつて行くにつれて、その分だけ、在地の農村諸階級の中での地主側総体の力が弱まり、逆に従来地主陣営の統制力に抑圧されていた、佃戸・貧農などの力が強まつてくるという動きである。この点の動きを示す資料として、嘉興府・吳興県・雙林鎮の清、乾隆以来の風俗を記す民国六年『雙林鎮志』卷一五〈風俗〉の条の関連記事をあげて見ると次の通りである。

(A) 郷間各圩堡、自正月初旬、至清明前止、照田畝派錢、搭台演春戲、絡繹不絕……

(B) 郷民……毎春社時賽会演戲。

〔原按〕嘉慶己卯刊「雙林鎮志」より転載せるもの

(C) 凡此等村落田地不足貴、若田屬鎮人、由佃納租、每得不償失。蓋以遇潦則戽水需資。

(D) 春社賽神、按田索費。遇歲稍歉、結甲抗租、鳴鑼糾衆、悍無所畏。所謂“田為累字頭”也。(E) 郷村必有廟、所祀者曰總管。正二月間、必有社戲一二日、費則照田科派。(F) 雖孤寡貧乏衣食不給、亦必急切籌措。戲期內、親友過從、例需供給。貧家、輒典質以充之。每年必舉社。(G) 村中人聚而飲啖肉食等、有定式。(H) 稍不如式、司会者、當其責。広衆中、大声以罰。(J) 社有餘錢、則挨戶分存生息。臨期有虧負、罰甚酷。此則各村皆然者也。

右のうち、(A)・(B)の部分はこの鎮の周辺村落十数ヶ村の各社廟で春祈社廟演劇が盛行していたことを示すが、特に注目に値するのは、(C)の部分である。即ち、この(C)の部分によると、この地方では、郷村の大土地所有者である郷紳地主は、鎮に居住していて（=鎮人）、その所有地は佃戸に耕作させ、租を徵収する形をとっていたが、近年、佃戸の

勢が強くなつてきて、水害でもあれば、排水の費用を請求されるし、春の社祭(演劇)举行に当つては、田土の面積に応じて費用は分担させられるし、おまけに少しでも不作の気味があれば、佃戸達が「甲を結んで抗租する」始末で⁽¹⁴⁾、佃土の収入が支出を償なわなくなり、「田は厄介物」という諺さえ生じていたという。つまり、この時点では、鎮居の郷紳地主は、かつての里甲制時代の在地地主のように、水利や社祭演劇に代表される村落共同体の維持責任を直接には果せなくなり、単にその費用をその所有地の面積に応じて負担するという間接的責任を負うにとどまり(その直接の責任は在地の非身分的地主や自作農或いは佃戸にまでしわよせされた)、その結果、郷紳地主自体の統制力が弱まって「租」もとりにくくなつていていたというのである。社祭演劇組織との関係についていえば、里甲制時代には、在地地主(里長戸クラス)において、この演劇が「社」即ち村落共同体の維持に果す役割が重視され、従つてその組織は有力地主の宗族的組織と地方行政の里甲制組織とを癒着させる形で、在地地主の第一の責任の下に維持されてきたものであったが、今やこれらの里長戸の中から上昇して郷村支配権をにぎるに至つた郷紳地主層においては、不在地主としての性格上、到底第一線に立つて從来の社祭演劇組織を維持するの任に耐えず、結局、費用だけを負担して実務はすべて在地地主や自作農にたよらざるを得なくなつてきたのであろう。しかもその費用負担についても、里甲制時代のように、人丁事産を基準とせず、一律に所有田土の面積に比例して徵収するという方式(A)の「照田畝派錢」(B)の「按田索費」、(E)の「照田科派」になつているのは、大土地所有者としての「郷紳」にとつては経済的な負担を多く負うことになるわけで、この方式の容認自体、郷紳の在地諸階級に対する譲歩を意味するものといえよう⁽¹⁵⁾。換言すれば、この時点での郷紳層は社祭演劇の実務権限を殆んど喪失し单なる出資者として、間接的支持者たる地位に転化したと言えるわけである。そしてこのような事態に対応する形で、郷紳層に代つて直接に社祭演劇の実務責任を担つたのは、在地の非身分的地

主及び自作農であったが（彼らも「照田科派」の原則に従つて費用を負担した）、それ以上に、佃戸など日頃水利その他の共同体労役に従事せしめられている貧下層農民（郷紳の城居化は彼らの苦役を加重していた）が、同じく共同体的行事としての社祭演劇に対して発言力を強めてくる傾向は免れ難く進行しており、郷紳の不在化によつて弱体化した「在地地主・自作農」の陣営では、到底、これを抑えることはできなかつたらしい。例えば、前掲文の(G)・(H)・(I)に見るよう、毎年の社祭で規定以上の飲食を設けないときには、村中の広衆（つまり佃戸達）が司会（おそらく在地地主から出る幹事）を公然と非難したというのであり、このため在地地主・自作農グループは、その弱小部分を苦境に陥れる程に「照田科派」の原則を厳しくし（F）、剩余資産の運用についても、輪番保管の間にそれぞれに高利貸的運用を行なつて資産増殖をはかり、保管者に欠損あれば厳しく賠償させるなど（J）、ひたすら財源の調達に追い立てられ、中には没落する者さえ現われる状況であったという。要するに、郷紳層の城鎮移徙によって、明代前半期以来、社祭演劇組織を支えてきた、在地地主層の陣営に、大巾な地盤沈下が起り、それに対応して勢力を伸ばしてきた佃戸層の演劇拡大の要求の下で、地主側は無理な財源調達を迫られ、その結果、小地主や自作農などの中間層が大巾に没落して、結局社祭演劇全体が佃戸層を中心とする貧下層民の手に帰してゆくというのが実情であった。そしてこのような条件下の社祭演劇においては、少くとも二つの侧面において変化が生じてくることになった。一つは、社祭演劇の名目が所謂「淫祀」系諸廟にまで拡大していくことであり、もう一つは、社祭演劇の組織が中世的社戸制度から、近世的な「包頭制」に転化したという点である。以下、順次、検討して見ることにする。

(i) 社祭演劇の「淫祀」諸廟への拡大

元來、明代前半期までの里甲制地主層は、村落貧下層農民の観劇欲求を、地主体制に適合するようによくコントロ

一月された、狭い社祭演劇の枠内に閉じこめておくことに成功していたのであったが、今や郷紳の不在化による地主層の地盤沈下の下では、地主側にこうした政策を維持し得る力はなくなり、勢い、佃戸層の要求のままに、公認の社廟以外の村落諸廟、所謂「淫祀」群にも演劇組織を拡大せざるを得ない方向に追い込まれていったようである。例えば、江西・吉安府の場合、一六〇二年の知府・祁承燦は当地の有力地主に対して、次のような〈布告〉(『澹生堂文集』卷一九〈保甲〉)を発している。

鄉○村○小○民○、織○嗇○力○作○、尙○不○能○餘○担○石○之○儲○、而○勉○力○賽○神○、歛○銀○舉○戲○、尤○為○愚○而○可○恨○。本○府○自○到○地○方○、凡○公○私○宴○會○、並○不○用○一○優○人○。正○欲○以○身○先○之○教○、嚴○驅○此○輩○。今○後○府○屬○各○縣○城○鄉○處○所○、凡○有○戲○子○潛○寓○者○、盡○行○驅○逐○出○境○、其○有○迎○神○賽○會○、敢○用○扮○戲○者○、為○首○之○人○、重○責○枷○示○。約○正○保○長○、知○而○不○阻○、阻○而○不○聽○、而○不○行○拳○首○者○、初○次○記○過○、二○次○即○究○革○、決○不○輕○恕○。其○一○應○淫○祀○、俱○為○禁○絕○。惟○民○間○社○祭○者○、聽○。

つまり、この地方では小民が社廟での社祭演劇以外に、多くの淫祀諸廟での祭礼を名目に釀金を行ない演劇を上演していたというのであり、貧下層民による社祭演劇拡大のケースを示していると言えよう。同じく江西・上饒県の場合、夏尚樸『夏東巖先生文集』卷一〈語錄〉には

先師一斎、家居以正風為己任。凡鄰里搬戲迎神及划船之類、必加曉諭禁戒。每々以此得罪於人。有所不恤。予自知讀書以來、幸尊長見信、不搬戲迎神、已四五十年。近日鄰俗有搬傀儡以禳疾、頗致男女喧雜。鄙心有所未安、遂止之。

とあって、既に一四六〇年頃、「搬戲・迎神・划船」の諸行事、つまり淫祀演劇が盛行していたといふから、この地方では比較的早く、この傾向が進行していくと考えられる。また、浙江・金華県の場合、程文德『程文恭公遺稿』卷

五 〈贈金華吉侯三載考績序〉に見える、県令・吉口（一五一八年生）の治績記事によれば、

邑多淫祠、縱迎泥神、聚觀劇戲、民用蠱惑。侯始至、即毀其像、而闢其非、而人帰其正。

とあり、「縱迎泥神」の語にこれまた「淫祀演劇」への演劇拡大の動きを見る事ができるように思われる。この点は、浙江の紹興府でも同様で、陶望齡『歇菴集』卷一〇 〈陝西布政使拙齋蕭公神道碑〉には次のような記事が見える。
署太倉州儒学教事蕭君思似、以万曆戊申（一六〇八）夏、緘書加幣、抵会稽……公為治、先教化、旌善革淫、如不及。越俗信鬼、好陳戲樂、樂神。梨園子弟、聚常千人。送女破産、女生、多不孝。博徒群居、蠱惑浮浪。公下令、民有主博者、毀其居勿赦。禁民毋得溺女及張戲媚神。民即犯令、雖請屬、皆謝不從、被法者、多怨之。

右に見る「戯樂にて神を楽しましむる」風習と「梨園子弟、常に聚ること千人」という盛況とは、上記の所謂「淫祀」演劇の流行を踏えて理解し得るものであろう。別に黃猷吉『兩高山人稿』卷二 〈新建（紹興府）郡廟記〉にも、紹興府管内のこととして

粵万曆甲申（一六〇四）秋九月十有六日、郡城隍廟火、堂寢与像、皆燬焉……郡大夫憂之……首捐其一千石以風……大夫典郡、幾年矣……梨園誨淫、蒲博毀身家、而大夫遏之。

とあって、同じ方向を示している。また同じく浙江・嘉善県の場合、李陳玉『退思堂集』 〈文告〉 〈逐優娼示〉（一六三四年）にも

此中毎二・三月、各鄉坊光棍、假以神戲為名、動輒挨戶、斂窮民錢、流連弥月、狂擾一方……中間更有女優依倚豪門……合行嚴諭縕甲人等、并前項戲子、限十日内、尽数驅逐。查有潛踪地方、不行搬移者、縕申責治。仍提護庇容留之人、尽法処治。

とあって、上例同様、鎮周辺の郷村坊郭で、「神戯」を名目とした淫祀演劇の流行と、窮民の熱中を伝えている。

上記諸例、何れも郷紳的土地位所有が市場地周辺の村落にもたらした祀淫演劇拡大の例証となし得るものであろう。

(ii) 社祭演劇組織の「包頭制」への変化

次に第二点、社祭組織における社戸制から包頭制への変化について。この点は何よりも郷紳地主の城鎮移居、不在化という状況から直接に起つてくる変質の方向である。即ち、前述のように、郷紳が城鎮移居に伴なつて演劇の第一線から退き、単なる費用負担者に転化したとき、在地に残留した非身分的地主層の間にも煩瑣な実務から手をひいて郷紳同様、出資者たる位置に退こうとする者がでてくることは避け難いことであった。このような情勢の進展は自ら社祭実務組織に変化をもたらさざるを得ない関係にあつたが、特に従来在地の土地所有者間の連帶関係の上に成立していた社戸組織の人格的関係が、単なる複数の出資者間の物的関係に解消する方向に（即ち興行資本的形態に）推し進められてくるということに注意しなくてはならない。以下、このプロセスを、社戸組織の資本財団化の段階と、組織内における請負人＝包頭制の導入の段階に分つて検討してみよう。

(i) 社戸組織の財団化

元來、社祭演劇組織は、第一章・第三節でのべたように、社倉組織と共に通する資金財團としての側面をもつていた。ただ社倉組織のように資金蓄積それ自体を目的としたものではなく、演劇という一時的目的のための不安定な資金にとどまっていたのであるが、上述のように不在郷紳からの大口資金徴収を契機として、資金の保管蓄積を継続的に行なう必要がでてくることになり、それに伴なつて、この資金を掌握している一部の在地地主において、資金を利殖資本として運用しつつ、蓄積を拡大しようとする動きのでてきていた点に注目

したい。例えば、明末の人、沈演の『止止齋集』卷二七 『平讐』〔伝奇五〕の条に記すところには

水潮山、何物胡神。近称靈應、神不自神、而人神之。蓋伝奇五等、村中著姓、借此鼓動、利佈施餘貲耳。八人皆土豪、明以是廟為外府。肯容他人取分哉。程祥三雖以廟祝、同領收簿、而不預瓜分之列、有以也。侵沒七十餘金之首祥三、固是姑口、隱匿銀花之許奇五……嗣後、不許再与廟會、歲入社穀、俱如府議。

とあって、江西の一村落の山神の廟会組織が八人の土豪（在地有力地主）の「外府」と化していく、彼らは村民から佈施として集めた資金で祭祀を行なったあと、剩余資金を「瓜分」していたという。帳簿を保管するだけで、瓜分に預かれなかつた廟祝が七十余金を侵没したことから、トラブルが起つたが、解決後、その廟会資金は、毎年、社倉資本に組み入れるよう指示されている。また万曆間の華亭の人、何三畏の『漱六齋全集』卷二三 『真武行宮香稅碑記』は、江蘇・常熟県・虞山の真武廟廟会について、同じく次のように記している。

虞山之上、有払水岩、岩之上、有真武行宮在焉……邑之遠近、士民祝釐祈福者、莫不褰衣研足、畢集于茲。而歲収之香緡、亦復以百千計。迨其後、里中有豪姓者、藉口堪輿以為必爭之地、而無籍之輩、又思染指其間。于是構訟紛紛、覺端無已……而文靖公与內翰君遂有毀祠遷神之疏。陳之院道……而中翰君且旋入都、途次夢有神授之語。……故曰「凜、懇不復議毀議遷、而願以香緡入宮、上佐公家之急、而下杜群小之爭。」……院道報可、而令置簿委官登記其所收。隨立社倉于各鄉、以為糴穀備賑之用。誠甚盛舉、亦甚便計也。

即ち、ここでも虞山真武廟の廟会に士民から寄せられる施財を「里中の豪姓」と「無賴の輩」とが私物化していたのを、官が召し上げ社倉資本に充当したというのであって、在地地主の社祭財産の運営が私腹をこやす方向になつていたことを示す事例といえよう。また、明末、山東・堂邑県人、許維新の『許周翰先生稿鈔』卷六 『蕭處士傳』には

蕭韶、字伯玉……晚好濟利、人家無資、羣鄉大姓為社、聚數百縉錢、什一出息、操奇贏者、無所謀大利、鄉人便之。有劉岱者、負九十縉、家已貪、韶為告諸社羣而免之。

とあり、「郷の大姓」が集まつて「社」を立て、貧民に低利（十分の二）の融資を行なつて郷民に喜ばれたという。また同じ許維新が書いた許氏一族の「宗約」（同卷一五）にも

一、祭田以供塚廟之祀、亦自可辦、而族親各有奉祀之情、不肯但已、比來、往往鑄金為祀、或立社以祭祀為名而取子錢為之、皆無不可。顧子錢比來甚重、不為良風、而漫無統紀、亦非合族一体之義。

とあり、当時の“塚廟”的祭祀に當り、祭祀を名目に「社」を立て、資金を集めた上、これを郷民に貸付けて利子をとり利殖をはかることが行なわれたとあり、利息さえ高くなければ悪いことではないとしている。何れにしても當時の在地有力地主（豪姓、大姓）にあつては、社廟祭祀用に積み立てた資産を営利的に運用する感覺は定着してきており、それだけ旧来の社祭組織が人的組織から資本財團的なものに變つてきていたものと評価できよう。中には七年『江寧府志』卷三三〈摭佚〉の条に

湖熟、好事者、結一社、每十餘年、始一舉。是十年中積銀數千金、為一日之會。往觀者、數萬人。勞民傷財、亦一陋習、李象先詩云、……村社巫相賽、鄉儻戲競妍。

とあるように、社祭財産が十年にもわたつて蓄積されるというケースさえあり、このような長期蓄積は、益々資本の観念と、その営利的運用の感覚を培養したに相違ない。因みに本節冒頭にあげた、六年『雙林鎮志』の資料の(J)の部分に見える例もほぼ同様である。即ち、ここでは、前述のように社祭演劇資金が郷民の所有地に比例して取り立てられ、一定の格式に則つて演劇が行なわれた後、余った資金は、社戸に分散寄託して高利をもつて運用させ、もし受託

者において返還期に資金上の欠損あれば、厳しく取立てたというのであって、演劇そのものよりも、資産増大が目的とされているようにさえ見える。要するに、明代中期以降、市鎮周辺村落における郷紳的土地所有の成立に伴なつて、従来の社祭演劇内部の等質な人的関係が失なわれ、組織全体が非人格的な物的財團に転化して、一部にはこの財團が営利興行資本に近い活動を行ない始めていたという点が演劇史的に見た場合の、この時期の重要な特徴の一であると考える。

(四) 包頭制の成立

次に、このような社祭組織の資本財團化に伴なつて起つてくる第一のプロセスとして、旧來の閉鎖的な社戸制度が崩壊して、新らしい形の包頭制が登場してくるという動きに注目しなくてはならない。明末、嘉善県の場合、陳竜正『幾亭全書』卷一四〈同善会講話〉壬申(三六)第一講は、これについて次のように記している。

如今日迎神賽会一節、乖人曉得借名取樂、呆人尙認做恭敬神明。不知此即是不安生理、故作非為。試思聰明正直者、謂之神。豈有神明愛出巡遊、貪看淫戲。一切奸情劫盜殺人之事、每每從迎会時、做出来。緣何人尙不悟。只因其間、有包頭數人。常年從中取利。挨家斂分、小民從風而靡。

つまりこの地方で、社祭演劇が「小民」によって拡大されてゆくとき、その運営の中心は、地縁的な社戸組織ではなく、「常年、その中により利を取つてゐる」外来の包頭人であつたという。彼らは在地地主側の委託を受けて、「溝祀」演劇を經營し、その利益（小民からの釀金収入と演劇費用との差額）を地主に上納すると共に、その分け前にあづかることを業とする包頭業者（演劇請負人）であつた。換言すれば、上述のとおり演劇組織に対してかゝつてののような地縁的、血縁的人格関係を喪失して單なる出資者と化しつつあつた在地地主側（必ずしも不在郷紳に限らず、在地地主の一部に

も出資者への転化があった)にとつては、拡大してくる社祭系演劇のすべてにわたって從来のような人格的関係を維持する煩に耐えず、むしろ演劇による資産蓄積を効率化するためにも、專業の包頭人を利用してゆくことを得策と考えたのである。⁽¹⁶⁾事実、明中葉以降の村落演劇記録の中には、こうした包頭人が、神棍・棍徒などの名で数多く登場していた。市鎮と郷村の双方を移動しつつ生活している、非合法的流民であった所謂棍徒・流棍の中には、こうしたことを專業とするものさえ育つてきたりしく、例えば、地域は北にずれるが、天啓辛酉(二一六)年に河北道の地方官に任じた吳玄の『衆妙齋集』『示約』へ申嚴保甲摘發渠魁、一懲以百警事へは、こうした趨勢を次のように記している。

除惡必須務本、防流當為塞原。地方飭行保甲、法綦嚴矣……(A)即如宄賊縱橫、而逋有窩藪、為嚮導、為期會、為寄頓、已而打点、致夤脫者。(B)如賭風猖熾、而博有開場、為攤放、為抽頭、為証券、抑且供餵、并燕息者。(C)如樂戶流來、而包有淫店、為聚塵、為課息、為幫貼、甚則局占、代贖身者。(D)如賽神建会、而倡有主社、為緣募、為祠廟、為台戲、間多聚徒、廣設教者。此非單門寡子輩所能辦、悉強有力、素無行者、為之。若釀此不欲問、或不敢問而相怙縱、是植木而教猱以升、置窟而令兔之伏也……直須緝拏此輩渠魁、便一可當百、為實心実政。惟豪匪負嵎莫搜、而氓皆安堵無擾矣。

右の文中、(A)の窃盜、(B)の博徒、(C)の樂戶と並んで、(D)の「賽神建会に当つて、自ら社祭の主唱者となり、郷民から資金を縁募し、廟の開光を司り、舞台を作り、民衆を集めて演劇を見せる者」として記されている一派は、明らかにこれら豪徒の中から分化した專業の演劇包頭人を指すものであろう。これらは孤立分散した遊民ではなく、郷村に組織をもつ秘密結社的な存在であったと考えられる。

ところで、さきにのべた社祭組織の出資財团化の傾向と、この包頭制への転化傾向とは、表裏一体の関係にあった。即ち前者が後者を生み出したと同時に、逆に後者によって前者が促進されるという側面も存したからである。そして、このような変化自体、郷紳の商業拠点たる市鎮の周辺村落が、当の市鎮を中心とする市場流通圏にまきこまれることによつて推進されているわけであつて（郷紳の城鎮移徙、佃戸勢力の突き上げ、淫祀演劇の拡大）、その意味では、この種の社祭演劇の変化それ自体を、市場地的変質の第一歩と見ることもできるよう思うのである。しかば、より以上の“市場地的変質”をうけたと思われる市鎮城郭内の社祭演劇（乃至淫祀諸廟演劇）はどのような状況であったか。以下、これについて、項を改めて論ずることにしたい。

II 市鎮城郭内における社祭演劇の興行演劇への傾斜

さて、上記、市鎮周辺村落に起つてゐた社祭演劇の形勢は、市鎮の城郭の街巷区域に散在してゐる諸廟の祭祀演劇にも直接間接の影響を及ぼし、それらが從来もつてゐた共同体的性格を市場地興行演劇的なものに変質せしめていくよう刺激していくことについて、検討して見なくてはならない。変化の要因は、専ら市鎮が至近農村との間に樹立していた交易関係、市場関係から起つてゐるもので、大きく言つて、二つの側面を区分することができる。一つは、市鎮と農村を結ぶ市場関係の中で、市鎮居住の郷紳高利貸に依存しつゝ、副業としての織物などによつて生活を維持してゐた周辺の小農民が市場流通の激化の中で没落して次第に市鎮内の商人資本の經營する工坊などに流入し、かくして形成されてくる大量の下級工人層がその独自の連帶力によつて、市鎮の共同体的演劇を彼らの娯楽的な演劇に変質させていったことであり、もう一つは、市鎮の市場を支配してゐる当の郷紳や牙行商人が他の市鎮との商業競争に

さらされる中で、市場交易者（客商など）を吸引する機能を果す社廟演劇に市場拡大手段としての価値を認め、これを支援したことによって、市鎮演劇を商業的見せ物に変質せしめていったということである。換言すれば、市鎮に拠点をもつ郷紳地主が高利貸によつて周辺の副業農民を没落させて市鎮の工人層を生み出し、それが市鎮演劇を娯楽演劇に拡大させる一方、彼らを支援する市鎮商人が彼らのエネルギーによつて拡大してくる市鎮演劇を市場拡大手段として再編成するという関係の中で、市鎮社廟演劇が急速に肥大化する形勢が作り出されてきたのである。以下、この辺の動きを上記の二つの側面に分けて、検討してみることにしよう。

(i) 没落農民の都市流入と市鎮演劇の拡大

先ず、市鎮周辺の副業農民が市鎮の街巷区域に工人として流入してくる仕組について、嘉興府・吳興県・雙林鎮のケースを見ることにしたい。六年『雙林鎮志』卷一五〈風俗〉の条に見える関連記事は、次の通りである。

△（農）鄉民習耕作、男子七八歲、亦從師讀書。有暇、則斫草飼羊、或隨父兄作輕便工、未有荒以嬉者。每春社時、賽會演戲、禱祀遊觀、不過數日。即秉耒耕桑、不敢休息。惟近鎮數村、以織絹為業。男子或從事絞線、必常出市、買絲壳絹、田功半荒。衣帛食鮮、醉飽市肆。其佚樂遠勝常農。〔原按〕近村織絹農人、賺錢甚易、而家転致貧。蓋由男作線工、工餘必入市、聞見奢華、日用易費。婦女雖勤儉於家、而田地荒蕪、入不敷出、鬻田稱貸、漸至凍餒者、有之。

即ち、これによると、この鎮の周辺村落十数ヶ村のうち、外辺部の村落の農民は素朴で安定した生活を送つていたが、鎮に近接する村落では、市鎮の織物商人の支配する市場経済に巻きこまれており、農民は市場で仕入れた絲で織つた絹布を市場の牙行に売つて現金収入を得ることを副業としつつ、結局、牙行資本の収奪に会つて負債を負い、果

ては田地を手放して流浪するに至る者が多かつたという。この場合、これら農民から田地を買い上げて集積していくのは、同じ記録の「商賈」の条に

近有以盤剥鄉民為業者。或徒手、或設一小店、專放債取厚利、皆致殷富、覈其実、絕非行商坐賣也。

とあるように、市鎮に居住する高利貸であつたらしく、彼らは元来、専門の商人（行商坐賣）ではなかつたといふから、おそらく市鎮に居住する郷紳地主か、或はその手先たる者であつたと思われる。そしてこのようにして、牙商、郷紳高利貸の双方から収奪されて産を失つた農民は、多く市鎮の織物関係の工坊などに流入し、下層工人を形成していつたらしく、同じ記録の「工」の条には、次のような記事が見えている。

「工」工各居肆、百業俱備。其石工、木工、染工、雜工、大半來是他鄉。油坊中工作人有博士之号、籍則長興及江寧者為多。黑坊(染包頭者)、膠坊(染五色表綴者)、均本鎮人。其餘各業、則主客參半。〔原按〕各業齊行、則停工唱戲。工值之增、惟其所議、不能禁。油房博士、尤橫。稍不如意、則停工挾制業主。縱博械鬪、悍無顧忌。

つまり、この鎮の場合、織物染色関係の黒坊と膠坊とが本鎮の人に占められていた以外は、石工、木工、染工、雜工、油房工ともに大半は他郷からの流入者であり、その他の部門でも半数は他郷人が占めていたといふから、工人全体として他郷人の占める割合が高かつたと言える。つまり、この工人部門が流動人口を受容し易かつた訳で、本鎮周辺の没落農民も大半はこれらの工人部門に流入していくものと推定される。しかも彼らは農民と異なり、横の連帯が強く、しばしば経営主（業主）をおどして工賃の値上を要求し、容れられなければ、神前に演劇を奉納して仲間の結束を固めつつ、罷業行為に訴えたというのである。このような罷業工人の演劇は、清初の蘇州府・吳県についても記録されている。周知の資料ながら関連部分を摘録すると次の通りである。

△江南蘇州府正堂郭□為□□倡亂等事……今歲六月間、□、有竇桂甫倡言年荒米貴、伝單約會、衆匠停踹、索添工銀。布商、程・高・張・相率呈累、而地方陳全等、見此輩停工洶洶、恐成亂萌、亦具呈該縣、申報憲台、蒙批確查間、衆匠隨已帖息……但竇桂甫：敢于鼓衆添佃。因王明浩不肯附會、輒罰令唱戲酬神、以致餘人皆停工觀望……至于徐□之与店主程美小等相爭、亦挾竇桂甫之勢、勒美唱戲講和。乘機恣肆……竇桂甫□□□□□□□棍、從寬決杖、驅逐出境……程美所告、即系唱戲祭神之費、均難究追……為此飭諭微商布店踹布工匠人等知悉、嗣後一切踹工人等、應聽作頭稽查、作頭應聽商家約束……

康熙九年十月 日

布商程益高、金勝記、吳元震、程義茂、汪元新……等同立。

〔江蘇省明清以來碑刻資料選集〕²²・「奉督撫各大憲核定踹匠工價給銀永遵碑記」

△拋布商程同言、吳永享、程廣泰、鄭元貞等呈詞。……切蘇郡出產布貨、所用踹匠、盈萬成千。須責包頭約束、工佃有例。食用有條……不意去年四月、流棍之禍、復起。先有劉如珍等、斂錢演戲開畔……流棍之令一出、千百踹匠景從、成羣結隊。抄打竟無虛日。

康熙四十年十月 日

布商呂咸義兆記、張致美德記、程廣泰生記……程益美正記……

(同前24)・「遵奉督撫各憲定例永禁碑記」

右において、踹坊の經營に當る布商に對抗して踹匠を組織し、工賃値上げの要求をかかげて寵業を指導している竇桂甫、劉如珍らは「流棍」と規定されている点からみて、おそらく周辺農村で土地を失なつて城鎮工坊に流入してき

た農民出身の工人であつたと思われ、更にこれに景従している喘匠千人も大部分はこれと同じ過程から産出された流入工人であつたと推定し得る。しかもこの際、指導者が何れも廟前演劇によつてかれらを糾合しているのは、この時期の周辺村落で佃戸層が郷紳地主に対する抗租運動を組織する際にやはり演劇を用いているのに相応するもので、要するにこの時点での市鎮及びその周辺の諸廟演劇が殆んど佃戸、工人など貧下層民の手に帰していいたことを示すものである。⁽¹⁷⁾ 因みに、^{六年}『乾隆三『盛湖誌』卷下「風俗」の条によると、この鎮においても、周辺農村の織工達の連合によつて、鎮内の演劇が推進されていたことが、次のように記されている。

△中元夜、四郷傭織多人、及俗称「曳花」者、約數千計。彙聚東廟并昇明橋、賭唱山歌、編成新調、喧闐達旦。

即ち、この鎮では七月中元の夜に、周辺四郷の農村にあつて、鎮内工坊の支配に服している多くの織工（織傭）が鎮の東廟及び昇明橋に集つて、それぞれの出身地に伝わる民謡「山歌」を競演し、ここからその年々の流行曲が生み出されたというのである。このように見ると市鎮周辺の織工達は不斷に市鎮演劇との関係をもつていたわけで、彼らが没落して市鎮工坊に流入し専門の都市工人となつた場合、唯一の慰安娛樂を都市諸廟演劇に見出してこれを拡大するようにな働きかける有力な勢力となつたことは想像に難くない。馮夢龍が蘇州の「山歌」を採集したのは万曆末年一六〇九年頃であったから、⁽¹⁸⁾ 上記の四郷織傭の城内への山歌もちこみ（新曲の流行）もおそらくこの頃であり、従つて、市鎮工人層（農村居住部分を含む）によつて、市鎮内諸廟の演劇が急速に拡大したのも同じ頃であったと推定される。

(ii) 市鎮商人による社廟演劇の拡大

さて、次に市鎮における社祭演劇を肥大させる推力として働いたもう一つの要因として、市鎮の市場機能を掌握していた城居の郷紳層や商人層が、市鎮諸廟の演劇を市場參集者の吸引手段に利用する意図の下に、これに資金的投下

を行なつたという点に目を向けなくてはならない。これには、市鎮に居住する郷紳、及び牙行商人など、在地商人資本の系統と、各鎮間を活動する客商資本の二つの場合があるので、これを分つて論ずる。

(イ) 在地系商人資本（城居郷紳及び牙行）

この系統の商人の場合、社祭演劇は専ら客商誘引の手段として位置づけられている。一般に江南デルタの機業市場では、その市場の繁栄は遠隔地商人としての客商に依存する面が強かつたと言われる。例えば、雙林鎮の場合、〔民国六年〕『雙林鎮志』の「商賈」の条には

△惟絲業牙行、聚四方商旅、饒富立致、爭尚奢靡。而朝榮夕悴、勃焉、忽焉、其三世殷富者、不多観。〔原按〕
近年惟絲業生意甚盛。客商齎銀來者、動以千万計。供應奢華、同行爭勝、投客所好、以為迎合、無所不至。

と記されており、この地の絲業牙行の客商争奪の激しさを示している。この場合、客商側が取引上優位にあり、そのため各鎮の市場を自由に選択できるという条件があつたために客商をめぐる各鎮間の競争が激化していったわけであつて、このような状況の下では、それぞれの鎮の諸廟における社祭演劇もまた、その鎮の市場的購買力を示すパロメーターとしての意味を帯びてくることになり、このため各鎮の市場經營に当る牙行商人や市場の繁栄を郷村支配の唯一の挺子としていた郷紳層などは、勢い鎮内諸廟の社祭系演劇を市場宣伝手段として重視する傾向を強めてきていた。
事実、雙林鎮の場合、商人又は郷紳が主催者となつて挙行している市鎮諸廟の演劇の例は比較的多く、例えば次の如きケースが見出される。

△(A)三月二十八日、為東嶽神誕、士民祝獻於廟、數日前、鼓樂喧騰、絡繹不絕。按嶽廟社會最盛、鎮人結社者、可數十起……二十八日起、至四月初、約五六日、每日午後、昇神像、出巡四柵、曲折周到、各社地戲、前後扈從……露印

庵之各攤場、幾無隙地。

(B) 六月二十二日、為炎烈大帝誕。嶽廟羽士建醮一日。出資。紳富。次日雷祖醮。自向商店斂錢。

(C) 七月初六日、為化成橋總管神誕、廟前搭廠、掛燈演戲、昇神像、巡四柵。

(D) 七月初七日、為東林總管神誕、鄉民釀錢演戲祝獻、昇神像、巡行各村。並至鎮。〔統記〕自明万曆四十四年始、賽會鄉鎮之民、各宰雞豚、盛鼓樂、用幔帳、迎神於市。：

右に見える、士民(A)、鎮人(A)、紳富(B)、商店(B)などの費用負担による演劇は、何れもおそらく客商をはじめとする市場交易者の誘引を直接、間接の目的として組織された演劇と目し得るものであろう。⁽²⁰⁾また、蘇州の機業地、盛澤鎮も事情は同様で、六年『盛湖誌』卷下〈風俗〉の条によると

△ 盛湖風俗：惟在鎮之豐歉、固視乎田之荒熟、尤視乎商客之盛衰。蓋機戶仰食於紳行。紳行仰食於商客、而開張店肆者、即胥仰食於此焉。儻或商客稀少、機戶利薄、則怨咨者、多矣。

とあり、この鎮でも牙商はじめその傘下の機戶、鎮の小商人に至るまで客商參集の程度如何で、生活の浮沈を左右されたという。従つて、同上記録が上記引用に続けて

△ 新年燈会、盛川於二月間、尤盛。各鄉馬燈、會衆到鎮、演扮奇巧。百伎畢陳、亡慮千計……至東西兩廟、賽會互相爭勝、備極華靡費踰千万、奔走如狂、哄聞一二百里、觀者如堵。

と記している鎮内諸廟演劇の盛行も、その主催者たる牙商、鄉紳において、それを通じてこの鎮の経済力（交易者動員力）を内外に誇示し、客商の誘引を有利ならしめる意図が潜在していたものと考えられる。別に同じく江蘇の有力機業地の一つ、松江府・楓涇鎮についても、清初の『蕪鄉贅筆』に次のような関連記録が残っていて参考となる。

△楓涇鎮為江浙連盼、商賈叢集。每上巳、賽神最盛、以重價僱八九歲小兒、擎以鐵柱、高十許丈、競出珍寶以飾之。鼓樂前導、沿街、迎三日乃止。舟車填咽、遊人接踵、又架高台邀梨園數部、歌舞達曙、曰神非是不樂也。

ここに見える、華美を極めた野外行列と戯台演劇は上記の盛沢鎮の新年燈会と同じ性質のものであつて、「商賈の叢集」による経済力を背景として成り立つていたと同時に、またそれを更に拡大するためのものであつたと解することができよう。松江府については、この楓涇鎮ばかりでなく、他の機業地系諸鎮においても同様であったことが、范濂『雲間據目抄』卷五「風俗」の条に、比較的詳しく次のように記されている。

倭乱後、毎年鄉鎮、一三月間、迎神賽会、地方惡少喜事之人、先期聚衆、般演雜劇故事。如曹大本收租、小秦王跳澗之類、皆野史所載、俚鄙可笑者……至万曆庚寅(一五)、各鎮賃馬二三百疋。演劇者、皆穿鮮明蟒衣靴帶、而幞頭紗帽、滿綴金珠翠花、如扮狀元遊街、用珠鞭三件……直百金有餘、又增妓女三四十人、扮為寡婦征西昭君出塞色名、華麗尤甚。其他彩亭旗鼓兵器、種種精奇、不能悉述。街道橋梁、皆用布幔、以防陰雨。郡中士庶、爭挈家往觀、遊船馬船、擁塞河道、正所謂一國若狂也。每鎮或四日或五日乃止。(21)

これによると、一五九〇年頃、松江府下各鎮で二・三月から四・五月にわたつて大がかりな野外演劇の行事が行なわれ、先ず俳優達が扮装をして野外行列を行なつたあと、門や橋など人通りの多い地点に作られた台閣の上で、「曹大本收租」などの劇が演ぜられたといふ。⁽²²⁾ 野外行列には、各鎮、二三百頭の馬を賃借し、俳優の衣裳も豪華を極め、沿道及び舞台周辺には幌つきの観柵を設けるなど、巨費を投じてのこの演劇は、背後に客商誘引を目的とした牙行或是郷紳の資金投下があつたものと考えて間違いないと考へる。この辺りに市鎮演劇拡大に作用した在地商人の推進力の典型を見るができるようと思うのである。

(四) 客商の市場地支配と演劇への干与

次に、右の在地商人層と並んで市鎮演劇を肥大化させた要因の一つとして、各鎮間の市場流通を支配していた客商、特に福建商人、新安商人、山陝商人などの寄寓市鎮の社祭演劇に対する干与、支援の動きについて、補足しておくことにしたい。

先ず、福建商人について。福建商人は、江浙地方から買いつけた綿花を、福建・廣東方面の綿織物業に供給する役割を果しており、そのため江浙各市鎮に寄寓する場合が多かったが、その一部は寄寓市鎮での社祭演劇に資金的援助を与えていた形跡がある。例えば、浙江・海鹽県の場合、天啓四年『海鹽縣圖經』卷四「風土記」の条には、次のような記事が見られる。

△上元前後三日、為元宵節、街市榦松竹為架張燈、少年合金鼓管絃為樂、曰闌元宵。初城北天妃祠、衛揮使戶侯有
鰲山燈甚盛、山前立一台、先期結錦綺為行棚、貯倡女妓童、歌舞其上、從西閥外、設祭礼、花燈火樹導之、赴祠。
下、登台演伝奇、夜放火樹、縱遊人觀燈、遠近百里畢集、酒食価為高、倭亂後、遂廢。

ここに見える野外行列での移動式舞台や天妃祠前の野外舞台での伝奇上演は、市鎮経済力の反映であるが、その中心となっている天妃祠舞台は、この廟が福建商人の守護神であった点を考えると、やはりこの地に寄寓する福建商人の手になつたと考えられるわけである。また有名な王穉登の『吳社篇』(一五六〇年頃)によれば、江蘇・蘇州・吳県の社祭演劇は、この地の経済力に支えられて華美を極めており、各城門周辺が水路の要地で人の集り易い十六ヶ所の地点が選ばれて舞台が築かれ、その上で多くの演劇乾隆一〇年『吳縣志』卷二十四「風俗」が上演されたと記されているが、この十六ヶ所に及ぶ台閣（舞台）の建造には当時の福建商人などの援助があつたらしく、

記事が見えて いる。

△吳俗、信鬼崇巫、好為迎神賽會、高台演戲。徧及鄉城。會首竭力經營、香花羅列、借巨室之金珠翠鉢、裝飾恢稚、或坐台閣、或乘俊騎、名曰捨〔社〕會。明時王穉登已憂其生禍。至今歲之會、台閣奢靡、尤倍於昔。云、皆聞人為之。蓋閩人多以辦銅為名、通商海外、其財利不以緡銖計量、故能爾也。今銅事壞、而商人破產者多。福建台閣、亦少衰矣。

右に記されている状況は、清乾隆時代のものであるが、当時、福建商人が海外貿易で得た巨利をバックに、吳県社祭演劇の舞台建設に巨費を投じていたというのである。これを見ると、おそらく王穉登の記している前記明代の時点に於いても、上述十指に余る吳県城内外台閣（舞台）の中には、やはり当時この地に寄寓していた福建商人の援助に成るものが含まれていたと見て、誤りはないであろう。

次に新安商人について。上掲、蘇州府の踹布匠の工賃値上事件に関する碑刻資料の中、踹布業經營者側として、直接經營者たる「包頭」（坊戸）と、更にこの包頭を市場流通過程において支配していた「布商」（客商）の二者が記されているが、この中、後者の布商は、徽州府出身の新安商人であったという。⁽²⁷⁾ 上掲、康熙九年碑の中に「徽商布店、踹布匠人等に飭諭して知悉せしむ」とある記事、及び康熙四十年碑に見える、布商・程益美が別の記録から「新安商人」なることがわかり、従つて同じ個所に見える他の程氏、汪氏、吳氏なども新安出身者なることが明らかであることなどがその推論の根拠となっている。江南において新安商人が綿布を扱う客商資本として勢力をもっていたことは、他にも記録があり、これらも綜合して考えると、上掲、楓涇鎮、盛沢鎮、雙林鎮などでも、それらの鎮の盛衰を左右するといわれている客商の大半は新安商人であった可能性が強い。そしてこれらの新安商人も亦、寄寓市鎮において

やはり、地元の演劇の庇護者となることがあつたことが、例えば明末、侯朝宗『壯悔堂文集』卷五〈馬伶伝〉に次のよう記されている。

金陵為明之留都梨園：以技鳴者、無論數十輩、而其最著者、二。曰興化部、曰華林部。一日、新安賈合兩部為大會。遍徵金陵之貴客文人、與夫妖姬靜女、莫不畢集、列興化於東肆、華林於西肆、兩肆皆奏鳴屬。⁽²⁸⁾

即ち、新安商人が當時金陵での一流戯班として名の高かつた興化、華林の両班を東西両市場に集めて競演せしめたというのである。別に明末の人、馮夢禎の『快雪堂日記』卷五、万曆壬寅(一六〇二)九月二十七日の条にも

吳伎以吳徽州班為上。

と記されており、江南において徽州出身の戯班が最高の声望を得ていたことがわかるが、これも当時の城鎮市墟において新安商人が演劇、俳優を庇護していたことの反映であろう。市鎮演劇拡大に果した新安商人の力は、相当に大きなものがあつたと考えなくてはならない。

最後に山陝商人について。江南デルタにおける山陝商人の活動記録は、新安商人に比べて少ないが、それでも從来の研究によつて、上海地方での山陝布商の活動が指摘されており⁽²⁹⁾、江南各鎮を通じてこの商人が或る程度の勢力を保持していたことは疑いない。演劇との関連で言えば、山陝商人は関帝廟をまつる習慣が強かつたから、江南地方の市鎮で関帝廟演劇の風俗が記されている場合には(その例は華北に比べて著しく少ない)⁽³⁰⁾、そこに山陝商人の活動があつたものと推定し得る。例えば、乾隆一七年『錫金識小錄』卷一〈補訂節序〉は、無錫・金匱縣城内の関帝廟演劇について

△五月十三日、關聖誕神、獨不與賽會、不敢褻也。多釀金為會、私祭之。士人及商賈、皆有會。北郭每演戲數日、大抵皆諸行家客商所為也。

と記している。乾隆に下る記事ではあるが、右の「商賈、諸行家、客商」はいづれも山陝商人であろう。元來が江南に信仰の地盤がなかつたため、地縁的組織を基礎とした「“賽会”の形になり得なかつた」のであらうが、それでも北郭の場合には、地元の一部を巻き込む規模のものになつてゐる。また、六年『雙林鎮志』卷一五〈風俗〉の条の記すこの鎮の場合には

△五月十三日、為武帝誕。紳士至碑亭武聖宮、祝獻。屠戸歛錢演戲。

とあって、演劇奉獻者は下級商人の屠戸であつたというが、これを山陝出身の者が主体となつてゐたものかと推定する。これらを見ると、山陝商人も亦、狭い範囲ではあるが、江南市鎮演劇の推進力たることがあつたと見てよい

かと思う。

以上、客商群が寄寓市鎮の社祭系演劇（諸廟廟会演劇）に支援を与えてゐるらしいケースについて略述した。彼らのこうした資金援助が、やはり市場地における主導権を何らかの形で確保又は拡大することを狙いとしていたことは、想像に難くない。二者の中では、特に新安商人が布商として各鎮の在地商人層（牙行、郷紳など）と広く取引関係をもち、またそれを通じて各市鎮の市場活動又はその商品生産過程に大きな影響力を保持していただけに、その演劇への干与、支援は、直接間接に、江南各鎮での市場地演劇の肥大化に寄与する面があつたと考えられる。

(iii) 市鎮演劇の包頭人と戯園の形成

以上、郷紳的土地所有の拠点となつてゐる市鎮街巷区域の社祭演劇について、それを拡大し肥大させる推進力として働いた二つの社会層、即ち、周辺農村から市鎮に流入する下級工人層、及び市鎮に拠点をもつて市場を支配する商

人層（在鎮の郷紳高利貸と牙商及び遠隔地商人）の両者の動きを考察した。実際に市鎮諸廟の演劇の運営組織を握っていたのは、後者即ち、在鎮の牙行商人、郷紳高利貸及びこれらの共同関係にある客商の系統であったが、前者の突き上げが激化したことと、商人層自らの市場利害が演劇機会を増大させるよう刺激していたこともある。そしてこの双乗効果の下に、市鎮諸廟の上演場所、上演回数、上演規模がともどもに肥大化していくわけである。そしてこのような市鎮諸廟での演劇拡大の動きにつれて、その運営組織自体が、旧来の地元商人、郷紳などの直接経営の形から、前項 I・(ii)・(c)でのべたような、非合法的組織をもつ演劇包頭人の手に移っていったのも免れ難い趨勢であったといえよう。例えば、蘇州・吳縣の場合、先にふれた王穉登の『吳社篇』の記事は、県城内外の市場拠点における社祭演劇について、その会組織を、ほぼ次のように記している。

「会首」、会所集處、(A)富人有力者、捐金穀、借乘騎、出珍異、倩妓樂、命工徒、雕朱刻粉、以主其事。曰会首。
(B)里豪市俠、能以力嘯召儔侶、釀青錢、率貴金、誘白粟、質錦貨繡、歛翠裛香、各一其務者、亦曰会首。会首之家、先期數月、畢力經營、臨期數日、輸心會計、及期、不過騎馬市中、種花鬢畔、執鞭張蓋、往來指麾而已。(C)要之、皆亡賴為之。亦有夤縁衣食者。

これによると、この地の演劇の場合、会首には、二通りあり、一つは(A)の「会のために金穀を寄附し、乗騎、珍異を貸し与え、妓樂俳優を手配し、或は工人に命じて行列や舞台の設備をさせる」など、要するに「会」の人的物的配置につき資金的投与、援助を行なっている「富豪」であって、これは上述の、在鎮商人、郷紳などと見られる。もう一つは、(B)の「専ら仲間と結託して、おどし半分に民家から青錢、黃金、白粟、錦繡、翠香などの寄附を強要して歩く」「里豪市俠の徒」であって、これは、前項以来問題にしている演劇包頭人である。しかも(C)の部分に「これらは

元来、皆、無賴の徒であり、「これによつて衣食を得ていた者もあつた」とあるところを見ると、この頃、市俠即ち都市遊民（その大部分は郷村没落民の流入人口）の中に、演劇包頭を專業とする者が分化してきていた可能性が強い。別に嘉興府・南潯鎮の場合にも、咸豐九年序『南海鎮志』卷一三「風俗」の条に、次のように同旨の記述が見える。

△市鎮鄉村、每多魁猾奸黠、武断鄉曲。春間奮身釆金、搭台演戲。勾引博徒遊兵賭博之外、近有旋盤磨錢闘牌棋勢之類、迷誘良民、為惡不一。相習成風、窮民墮其術中、賣妻鬻子、或流為盜賊。

つまり、これによると、この鎮の市鎮地区及びその周辺郷村において、演劇を主催しているのは、郷曲に武断する「魁猾奸黠」であつて、彼らは「春季、自ら資金を出して戯台を築き、演劇を行なつて博徒を誘引した」というのであるが、「郷曲に武断する」だけの権力と、「戯台を建設し得る」財力を併せもつてゐるところから見て、郷紳地主、大商人の庇護の下にある専業の演劇包頭人であることは明らかである。又、紹興府・慈谿県令・薛仲常（一五三五年任）の布令（『方山全集』卷五一「慈谿縣行」）の中にも、この地方の演劇の主催者について

民間各様生理、皆可營為過活。況本縣為東南文獻之邑、尤當慎於挾術。奈何敝風相沿。游花子弟、不務四民之業、專一鳩集徒党、搬演雜劇、粧出醜態、務以悅人、貽羞鄉党、取笑他邑。傷風敗俗、侈費耗財、莫此為甚。凡我良民、宜自思之。

とのべられており、文中に「四民の業を務めず、専ら徒党を鳩集し、雜劇を上演して人を悦ばせる」とある「游花子弟」は、明らかに市鎮の演劇包頭人に属するものと言えよう。上掲、『雲間據目抄』の松江各鎮の賽会演劇に関する記事に、「地方悪少」と見えるもの、これと同じ存在であろう。既にこの頃、郷紳的の土地所有成立を機に、市鎮周辺の村落区域においても、演劇運営は包頭人の手に移ってきていたのであつたが（前項(i)・(ii)、農村没落民の流入

の激しい市鎮地区の方が流民層を中心に、演劇包頭組織を作り易く、その分だけ、市鎮演劇の方が周辺村落区域に比べて、包頭化の深度が大きかつたと思われる。

ところでこれだけ大きな社会勢力となってきた演劇包頭人が、いついかなる時点で、本格的な興行資本として自立してくるかという点が、明代演劇史の問題点である。今、ここで中国演劇史を振りかえって見ると、興行演劇らしき形態は、むしろ早く宋元時代において、都市瓦子の勾欄として記録に残っているが、不思議なことに、明代に入ると、この種の勾欄の記録は急に姿を消してしまったのが実情である。⁽³¹⁾ この消滅（もし記録上の消滅が現実の消滅を反映しているとすれば）の原因は、何であつたか。あり得べき理由としては、宋元の勾欄經營が都市官紳の社交需要に依存する面が多く、従つて明代に入って、これらの官紳（大地主）が上記第一節でのべたように、家礼演劇の中に埋没していったとき、自ら大きな支柱を失つて衰微し消滅していったのではないかという経路が考えられる。このような観点から見ると、明代中葉以後、新たに市鎮の中に培養されてきた演劇包頭人は、上記記録に見るよう、郷紳地主や有力商人の商業的動機に依存する側面が強く、直接の政治権力（官僚）への依存度を低めていた限りにおいて、自立的な興行演劇を復活させる可能性をもつていたといえる。今、この点について、二つの側面を検討して見よう。

第一は、政治権力からは自由な市民的、演劇需要がどの程度形成されてきていたか、という問題である。この問題は結局、市民層の中心をなす商人層の演劇需要の形成度の問題となるが、この点に関連して、例えば、乾隆二年『烏青鎮志』卷一二〈旧聞〉の条に引く〈見聞雜記〉には、万曆十六年前後のこの地の商習慣を次のように記している。

兩鎮通弊之大者、牙人以招商為業。初至、牙主人豐其款待、割鵝開宴、招妓演戲、以為常。商貨散去、商本、主人私収、用度、如己囊中物。致商累月經年坐守者有之。礼貌漸衰、而供給漸薄矣。情状甚慘、官斯地者、慎勿等

為徵債、漫不經心、可也。

即ち、右によると、湖州府の烏鎮、青鎮の両鎮では、在鎮の牙商が布帛を買いつけにくる客商を接待するのに、「妓を招いて演戲せしめる」ことが流行していたことがわかるが、その演戲接待の場所としては、同じ記録の卷四〈坊巷〉の条に

△北瓦子巷、在安利橋南行一百歩、入西通太平橋。〔烏青記〕妓館戯劇上緊之廻。久沒。

とあるように「北瓦子」の中に「妓館と戯劇」の密集地帯があつたというから、おそらくこの辺りが商人仲間の「招妓演戯」の場所であつたと推定される。しかりとすれば、一般的には明初の段階で衰微した勾欄系戯場群が、特に商人層の需要がある市鎮においては細々と維持されるか、或は復活するか、してきたといえるわけで、何れにしても、市鎮商人の取引から生ずるこの種の演劇需要が、新しい興行演劇形成の基盤として機能する趨勢にあつたと考えられる。

次に、興行演劇自立の第二の問題点は、明末市場の中で、政治権力への依存を脱却した自由な興行主体が形成されてきていたかどうかという点である。この点、上述の村落及び市鎮演劇の包頭人は、何れも郷紳又は土着権力の保護に依存する側面が強く、自立的な興行主体とはいいくらいのことが多いことは否定できない。前述のように比較的広汎な市鎮商人層の演劇需要に恵まれながら、明末演劇包頭がなかなか興行資本に自立し得なかつた理由はこの点にあつたものと考へるほかはないが、それでも、市鎮の遊民工人層の中には、部分的ながらも、郷紳大商の保護によらない自立的な興行主体らしきものが芽生えていたことに注目しなくてはならない。例えば、民国六年『雙林鎮志』卷一五〈風俗〉の条に見える次の記事が参考となる。

△正月十一日、為太君神誕、本鎮則賽放生橋。是日、自朝至晚、演戲。包頭業及黑坊中人、主其事。

つまり右の文中、鎮の南郊、放生橋廟會の演劇主催者が、「包頭業及び黒坊中の人」であったとのべている点が問題になる。このうち、「黒坊」とは、同じ記録の「工」の条(本項II)
(引)に、「黒坊＝染包頭者」とあるように、「客商たる布商のために布帛の染色を請負う包頭業者」と思われ、また、これと組合せになつて示されている「包頭業」なる者も、布帛関係の請負人（例えば上記蹕布業包頭＝坊戸など）であつたと思われる。従つて、上文中、「太君堂演劇を主催する者」として示されている「包頭業及び黒坊中の人」とは、日頃から多くの農村流入人口を拘え込み、労働手配師ないし口入稼業者的な要素をもつていた染色業者及びその組織を指すものと考へなくてはならない。そして、これらの包頭業者とその組織は、その労働支配形態の特徴からして多かれ少なかれ、遊侠集団的、非合法的色彩を帶びていたに相違なく、しかも、その傘下にある染匠、蹕布匠などは、上掲蘇州・吳県の蹕匠争議に見るように、しばしば団結して大商・官憲に反抗していた点から見て、この種の「包頭業」組織全体は、当時の政治官僚権力からはかなり自由な社会集団であったと考えができる。従つて、このような反権力的社会集団の中に、演劇包頭が培養されてきたということは、それだけ、興行資本として自立し得るだけの、自由な興行主体らしきものが形成されつつあつたと言えることになろう。

しかば、以上の演劇需要の形成と、興行主体自立の形勢を踏まえて、実際上、市鎮において、どの程度の自立的興行演劇の芽が生長してきていたのであらうか。資料の空白が多く、明末—清初を連続的に追跡することはできないが、例えば、『長洲県志』卷一〇「風俗」の条に見える次の資料が参考になる。

△蘇城、戲園所未有。間或有之。不過商家会館藉以宴客耳。今不論城内外、遍開戲園、集游惰之民、昼夜不絕、

男女雜混、此姦盜之原、風俗之最敝也。宜亟禁止。

これを見ても、蘇州の興行演劇が元来、商人層の商取引や、ギルド行事に伴なう宴會（多く商人会館で行なわれたもの）での演劇需要を中心形成されてきたこと、及びその經營主体が「遊惰の民」を集め、都市の下層包頭業者（上記の黒坊包頭者の類）であったこと、この二つの点は明瞭に示されているといえよう。この資料自体は清中期に下る状況を示すにすぎないが、北京戯園の形成が康熙十年に記録されている点から考えて、演劇の上での先進地域である蘇州戯園の場合は、それより早く、おそらく明末—清初の間に、上記の商人会館と黒坊包頭人との結合を通して、戯園が形成されつつあつたものと考えることができる。⁽³²⁾ 郡紳的土地位所有の成立に端を発し、農村人口の都市流入を経て、商人層、工人層の共同歩調の下に拡大した市鎮演劇は、この戯園形成に至つて、一つの頂点を極めたといってよいであろう。

第三節 小 結

以上、第一、第二節の縷述をもう一度ふりかえつて要約しておこう。

問題の中心は、明代前半期の里甲制秩序が解体するに伴つて、村落支配地主の支配の型や性格が変化し、それによつて從来の在地地主を中心とした共同体的社祭演劇のシステムが崩壊して、一方には特權的郷紳大地主による同族的家礼演劇が成立し、他方には、郷紳の在地支配力の弛緩した間隙をぬつて上昇してきた貧下層農民や下層商人・工人等の力によつて、市鎮を中心とする興行演劇が成立してきたということに帰着する。約言すれば、社祭演劇が郷紳地主を中心とする家礼演劇と貧下層民・商人を中心とする興行演劇とに、上下両極分解を遂げたとも言い得る現象であ

つて、それぞれの形成過程には、次のような特徴が認められる。

- (i) 先ず第一の、同族的家礼演劇は、明代中葉前後、里甲制を分解しつゝ郷紳地主に上昇しつつあった、糧長・里長クラスの上層地主層の間に、同族の権威を誇示する「冠婚葬祭」などの諸儀礼の「奢侈的」一形態として発展してきたものであった。商業的投機によつて、急速に土地の兼併を進めてきた郷紳地主は、多かれ少なかれ、在地の共同体的諸関係から遊離しつつあり、それだけに自己の直営地経営や佃地管理の任に当る、家内奴隸（擬制同族員）としての奴僕群の主家への忠誠心を培養する必要上、同族的儀礼、慰安の場を拡大する方向に進まざるを得なかつたし、一方また権力との結託を保つために官僚層との「社交的宴会」を拡大する必要にも迫られていたから、結局、これらの郷紳地主同族においては、「冠礼」「婚礼」「葬礼」「祭礼」「賀礼」「燕礼」等各種の家礼場面全体にわたつて、奢侈的「演劇」が勢力を占めて行くことになったのであつた。明代中期をはさんで、これらの大地主を中心に行はれた、この種の家礼演劇は「里甲制的形態から郷紳的形態」へと益々強化徹底してくる明代特有の地主支配体制が、從来未分化であった社祭演劇の母胎から真に地主的なものを析出させた結晶のようなものであつたといえよう。

- (ii) 次に第二の、市場地における社祭演劇の興行演劇への傾斜という動きは、市鎮へ移居した郷紳層が郷村に対する直接の掌握力を失つて、単なる市場支配力だけに依存する商人地主に転化してきたことによつて起つてきた変化である。変化は先ず、郷紳の不在化した村落において、貧下層民が社祭演劇の淫祀諸廟への拡大を要求していくという形で起こり、更に市場地経済によつて分解された農村人口が都市に流入して工人層を形成し、これがまた市鎮諸廟の演劇の拡大を求めるという、郷村・市鎮双方において同時に生じた下からの突き上げを契機として進行した。

この間、市鎮区域では、市鎮居住の郷紳、在地商人は勿論、客商もまた、諸廟演劇を市場交易者の吸引手段として歓迎し、これを支援したため、市鎮諸廟の演劇は特別に肥大化する形勢を示し、これに伴って、市鎮・郷村を問わず、従来の血縁的、地縁的関係を基礎として成立していた中世的社祭組織が崩壊し、代って専門の演劇請負人（包頭）が社祭系演劇を推進する形に変つてくる。包頭人は当初、官僚・地主権力に寄生する存在であつたが、明末、市鎮の演劇包頭人の中には、反権力的な都市下級工人層に根拠地をもつものが現われ始め、その自立的活動の中から、明初に途絶えていた勾欄が復活する形で、興行演劇の新形態としての“戯園”的形成を見るに至る。この一連の変化は、要するに、郷紳層の城居化（家演演劇への埋没）と、商人地主化（市場演劇への集中）によってひきおこされた、地縁的演劇組織内部における地主層総体の地盤沈下の空隙に、貧下層農民、中小商人、下級工人などがいち早く入りこむことによって生じた構造的变化であったと言うことができる。

かくして、われわれは、明代初期以来の江南地方劇の変化発展の全過程を終始、推進し続けた原動力としての地主支配の加わり方に、二つの段階のあつたことを、指摘したことになる。

即ち、第一段階は、第一章でのべた、明代前半期の在地地主層による支配であつて、その基本的特徴は、「社祭演劇の共同体的側面の強化」による「封じ込め」として現れてきていた。これに対して、第二段階は、第二・三章を通じてのべた、明代中期の里甲制解体期に登場する郷紳地主層による新たな支配の展開であつて、その特徴はいわば社祭演劇の「分断」つまり經營地主的部分（家礼演劇）と商人地主的部分（市場興行演劇）への「分解」となつて現れてきていた。これを更に別の角度から見れば、明代の地主陣営は、里甲制地主たると、郷紳地主たるとを問わず、

常に社祭演劇の場に潜む貧下層民の力に対して警戒心を持ち、その上昇を阻止する方向に力を注いできたといえるのであり、十五・六世紀の段階は、こうした地主層の反動的演劇政策が第一段階の「封じ込め政策」から、第二段階の「分断政策」へとエスカレートとし、それによつて地方劇全体が大きな変質に向つた時代であった。そして、こうした中で、貧下層民の側も、その本拠である社祭演劇の地盤を守り続けている。例えば、上記第一段階における在地地主側の「社祭演劇」へのしめつけの下では、彼らは一時、その枠組の中にひそかにならなかつたが、第二段階において郷紳地主層が社祭演劇の精華を剥ぎ取る形で、「家礼演劇」に力を注ぎはじめた時、社祭演劇の空白を埋めて、むしろこれを拡大したのは彼らであり、これが郷紳、牙商、客商などの商人的対応によつて市場興行的演劇に再編成された後にも、その市鎮諸廟演劇の基底には、彼ら貧下層民の力が抜きがたく喰い込んでいたのである。つまり、彼らは、地主支配の枠組の下で、「社祭演劇」→「市場地演劇」の線を潜在的勢力圏として固守しつづけ、これを拠点として、「家礼演劇」を地盤とする地主層総体と対抗したのであつた。上述の「共同体的社祭演劇」、「同族的家礼演劇」、及び「市場地的興行演劇」のそれぞれには、それぞれの歴史的段階に応じた「地主対貧下層民」の対抗矛盾の関係がひそんでゐる訳であり、その矛盾はおそらく最も集中的に、そこに動員される俳優の構成、乃至は上演される戯曲の内容に反映してきていた筈である。果して、これらの「社祭演劇」、「家礼演劇」、「市場地演劇」は、その俳優構成や戯曲的内容において、いかなる差異を示してきていたであらうか。又、その面において、相互にいかなる系統的連続関係、影響関係、乃至対抗関係などが見出されるものであらうか。専ら演劇史、戯曲史の固有の分野に属する、この種の問題の検討のためには、何よりも先ず、これらの各種演劇の場面における、具体的な上演脚本、上演戯曲の内容を把握した上で、それらを相互に比較検討する手続が必要となる訳であり、この方面的資料補充を含め、

以下章を改めて論ずることにしたい。

(未完)

1 「郷紳」の概念については、重田 徳「郷紳支配の成立と構造」・岩波『世界歴史』講座12(一九七一)三四八頁に見える次のように

学説史的総括をふまえて使用した。

郷紳という呼称—それは実際に縉紳・紳士・郷官・邑紳等さまざまであるが—は宋代から見られるにしても、それが一般にひろく行なわれるようになったのは明代中期以降であるとされている…「郷紳」概念はまず「郷紳地主」という範疇の提起としてあらわれ(安野省三「明末清初・揚子江中流域の大土地所有に関する一考察」『東洋学報』四四卷三号・一九六一年)、更にその意義を拡大して、明末清初の歴史的变化の總体を「郷紳」範疇の成立と展開の問題として一貫して整序しようとしたのが小山正明氏であった。(小山正明「中国社会の変容とその展開」『東洋史入門』・一九六七年)。そこに共通してみられる意図は、結局、「郷紳」を地主制の新しい段階を示す歴史的範疇として指定しようとする点にあつたといえよう。最近では、それは「郷紳的 土地所有」という成語に定着しようとしている。(小山正明「明代の十段法について(二・完)」『千葉大学文理学部文化科学紀要』一〇輯・一九六八年)

本稿本章もまた、右の所謂「郷紳」範疇に沿って、明代中期以降の江南地方劇の変質をとらえようとするものである。

2 上記、「里甲制」についての規定は、重田前掲論文・岩波『世界歴史』講座12、三五七頁以下の次の論述によつた。

里甲制が地主制の一定の展開を前提としつつ、それを構造的にみとめた上に成り立ったのではなく、むしろ王朝の伝統的支配原理にしたがつて整序し、その実現のための権力関係が利用された…それでなければ、なぜ在郷地主層が王朝の収奪によって没落したかが解けないだらう。地主政権がその支配の貫徹によって不可避的に地主層を没落させると、それが一方に特權的大土地所有をみとめているにしても、馴染みにくい論理である。そうではなくて王朝は地主層の没落を意に介さぬ伝統的な小農民本位の体制をとつていたものと解すべきであろう…つまり、この段階ではまだ国

家対農民＝一君対万民の対抗が階級関係を規定する基本的な矛盾として生きており、その政治的であると同時に経済的でもある関係が、社会の諸階層の動向をひろく規定し、農民層の分解の主要な契機もそこにあつたと考えられる。農民が過重な徭役によつて没落し、あるいはそれを逃れて富豪に身を投じ佃戸となる、あるいは債務によつてその奴隸となる、というのはこの時代に枚挙のいとまのない事例を有する基本的な農民分解の形式であつて、いわゆる郷紳的土地位所有とされるものも、まさにそのような国家—農民間の矛盾を前提とするがゆえに、郷紳のもつ特權＝徭役の優免が意味をもち、それによつて農民を影庇しつつ展開した現象にはかならない。すなわち国家は小農民支配の横桿として「の」在地地主層を広汎に没落せしめつつ、他方で不可避的に新たな地主層を析出、再生産していたのである。

以上の「里甲制解体」「一条鞭法への移行」についての理解は、重田前掲論文・岩波講座『世界歴史』12、三六四頁の次の論述によった。

里甲制体制は地主制の一定の展開を前提としつつ、それを体制的原理としてはいい。それゆえにこそ、地主制の極限的な展開が里甲制の解体として現象したのである。明代社会経済史に特有のテーマを提供する一連の賦役改革は基本的にこの問題をめぐつて展開する。そして最終的な解決として登場した地丁銀制……は、結局地主制を国家の農民支配の体制原理として容認するものであった。……要するに、それは中国古来の税制の二つの柱であった賦（土地税）、役（人丁税）のうち、役が、それに体現されていた一君の万民支配という理念と共に最終的に消滅したということであり、それを吸収しつつ、それに代つた土地税一本の体制は、土地なき佃戸層を国家の直接支配の域外におき、それを地主層の支配に公然と委ねることを意味したのである。

里甲制から地丁銀制のゴールに到達するまでには、明中葉以来、いくつかの過渡的諸段階が認められるが、前章で論じた一条鞭法への移行がその実質的な出発点となつてゐる。明代演劇史の転回点もまた、这一点に求められなければならない。

4 小山正明「明末清初の大土地所有(1)」。『史学雑誌』六七一―・一九五八、五一頁引。

5 明代江南において、糧長クラスの地主層から郷紳地主が生長してくるケースが多かったことについては、小山前掲論文・『史學雑誌』六七一一、五四頁以下に次のような指摘がある。

万曆頃の人丁元薦の「西山日記」(『涵芬樓秘笈本』)卷上国課に「吳興諸大。家縉紳強半起于糧長。其子孫至今繁盛。吾邑如吾族。如朱。如孫。如李皆當糧長起家。」とあり、本文に述べられたことと照し合せて、明代、とくに江南の大土地所有者が、糧長層を起点として始まっていることは、注目してよいと思う。

6 この点について、重田前掲論文・講座『世界史』12、三六一～四頁に次のような学説史的整理がある。

地主＝佃戸制の成熟を示すとともに、郷紳の国家権力との新たな癒着を必然ならしめたもの、それこそこの時代の大土地所の問題のもう一つの側面である、その構造的変化にはかならない。この問題は、当初、北村敬直氏によつて、貨幣経済の展開が地主層に惹起した階層分化、ないし存在形態の変化(地主上層の城居＝不在化—それは地主・小農の土地放出にみあう商人資本の土地把握と表裏し、共に商人地主化をもたらす)としていちはやく提起され、ついで古島和雄氏によつて、仁井田陞氏の佃戸の法的地位の向上の指摘や、抗租運動への評価をふまえつつ、階級斗争の視点からみなおされ、更に小山正明氏によつて独自にくみかえられて、佃戸の封建的小農民としての自立を核とする、封建的土地所有の成立として整理された所であった。それらの諸説の中で共通している事実認識は、一言でいえば、地主の在地性の喪失→地主＝佃戸関係の空間的・人間的疏隔とそのような変化に果した貨幣経済、商品生産の展開の役割であろう。地主の農業經營からの遊離現象は：郷紳の直接經營を証言した林希元の場合にも「吾が里、富人多く坐食して農桑に務むること少なし」(『林次崖先生文集』卷一四)とあって、一方の認識としてあつたものであり…更にかの楊園先生張履祥の段階になれば、もはやそれは一般的の認識となつてゐる。「近くは見る、富豪巨室、田主は深居して出らず、足は田疇に及ばず、面は佃戸を識らず、一に紀綱の僕の為す所に任すを。」

7 郷紳の商人地主的側面については、諸家の間に指摘が多いが、ここでは重田前掲論文・講座『世界歴史』12、三六三～四頁の

総括をかかげておく。

地主の不在化を必然ならしめるもう一つの系は、範疇としての郷紳に不可欠の属性であり、その支配の構造的特質を規定する商業資本的機能から導かれる。郷紳の営利について、黃省曾の『吳風錄』は、「至今吳中の縉紳大夫、多く貨殖を以つて急と為す」とい、何良俊は「…正徳間（一六世紀初頭）に至り、諸公競いて産を營み、利を謀る」（『四友齋叢説』卷三四）という。また松江の士大夫が一旦進士になると、かつての同窓や「談文論道の士」とのつき合いを厭い、出入するには「言利の徒」ばかり、「或は某處莊田一所有り。歳ごとに利若干を取る可し。或は某人借銀幾百両、歳ごとに息若干を生ず可し。或は某人、某事を為すに一覆庇を求む。此れ法に礙げ無き者、而も以つて坐らに銀若干を收むべし」というような話に欣々として応待している、と皮肉っている。ここにみられる土地集積、高利貸、及びその地位を利してのいわば口利き、ないし顧問料は郷紳営利の本命であるが、米の投機的売買は現物地代を原則とする中国の地主一般のいわば本来的な属性であるし、何よりもこの時期における直接生産者を包括する商品生産の画期的展開を考えれば、それを媒介する商業資本的機能の肥大——それはしばしば「把持市行」として表現される——こそその特徴とみなすべきであろう。農業の直接經營からの遊離と表裏するこのような商業的営利が、前者の背景にある農民の抵抗や、郷紳自身の奢侈的生活への欲求と相俟つてその都市居住を促進したものとみられる。

8 小山前掲論文・『史學雜誌』六七一一、六三一四頁はこの点を次のように記す。

この坪田地帯において各経営の再生産に必須の条件となる各坪の排泄作業は、坪内に耕作地を有する人々——明末清初においては、その大部分は佃戸である——の自治的な規制の下に共同負担として遂行されているのであって、このことは、各経営の再生産を媒介するものとしての「在地の具体的な土地用益」＝共同体規制が、従前の奴隸制的手作地主の支配下より離れて、佃戸相互間の結合により担れるようになつたことを、すなわち、佃戸をその構成員とする共同体の成立を示していると言わねばならない。「連坪結申」して抗租運動を起す佃戸の組織は、この共同を基礎にしていたものであり、佃戸相互間に、こう十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について（三）

した生産を媒介する日常的結合の生じたことが、地主に対する佃戸の抵抗力を割期的に強化したものであったと言えよう。

9 郷紳地主の支配下にある奴僕・佃僕などが多く主家の姓に改姓せしめられて擬制家族員となり、その家父長権力の下に直接服していたことについては、従来の諸論考においてしばしば指摘されてきたことである。佐伯有「明末董氏の変」・『東洋史研究』一六一（一九五七）三九～四〇頁に見える、董氏奴僕の例、安野省三「明末清初、揚子江中流域の大土地所有に関する一考察」・『東洋学報』四四一三（一九六一）の蕭氏奴僕の例、小山正明「明代の大土地所有と奴僕」・『東洋文化研究所紀要』六二（一九七二）の諸例など。当時の江南郷紳においては、これら擬制家族員の形をとる奴僕を数十から数百かかえ、その所有地の田種耕作に役使すると共に、その中の有能なものを選んで、佃戸管理に当らせたといわれており（所謂「紀綱の僕」）、これら奴僕層は全体として郷紳経営の中核を形成していた。郷紳における家礼演劇はこれら擬制同族員を包括するものであり、それを通じて彼らを掌握する狙いが秘められていたと考えられる。

10 明代郷紳の葬礼演劇が「出殯」の時に、仏教的儀礼を伴なつて行なわれたことについては、湖北・鄖西県令・鄭晃（中任）の「禁出殯演戲示」（同治五年『鄖西縣志』卷二八）に詳しい。

為敵禁出殯演戲陋習以速安葬以全孝道事。照得停葬不葬、律有明条、入土為安、浪費無益。鄖地僻處万山、俗尚醇樸。至出殯一節、独尚奢華、延僧誦經、遍請戚党、肴筵酒食、羅列堂前、具此者、則為孝子、反是則羣相詬厲。以此愚民相習成風、閒有說書明理之人、牽於俗見、力不能為、寧停柩暴露、即奉官府明文、亦置若罔聞。尤可駭者、有力之家、修斂之外、扮演雜劇、賓朋滿座、女眷盈庭、其門如市。懼若達旦。独不聞家礼遵祭之文乎。其詞曰「靈輜既駕、往即幽阡、再陳遺告、永訣終天。」為人子者、聞此方痛、音容斷絕。色笑無存、胸中宜如何悲憤、而乃行樂如此。況俳優當場、譁語笑談之際、為孝子為孝眷者、有不凝眸而觀者乎。…至於演戲之舉、尤當痛革。敢有仍踏前習、除重責主喪外、族長申隣一併嚴處。嗚呼、浪費非窮民所能辦也。富家豪士、紳衿宦室、實則倡之、此又本県所惱惱厚責焉。

出殯に当り僧を招いて経を誦せしめ、親戚を会して酒食を振舞う中で、「雜劇」が「扮演」せられ、ついで死者への別れの辞が

のべられるという手順であつて、明らかに路祭の系統を引く儀礼である。「富家豪士、紳衿巨室」の「族長」が責任を問われている点、「郷紳」同族を基盤とした演劇慣行であつたと云えよう。別に地域は北にずれるが、明末、陝西・韓城県の県令、左懋第の『禁奢僭示』(『左忠貞公集』卷六、告示)一(一六三六年)には、

△臨葬設台作戯、扮隊搶紅雜要等項、孝子哀痛之時、何得有供人戲樂之情。礼不云乎、隣有喪、春者不相、而親戚朋友、亦何忍向喪家。此一時博耳目之快也。

とあつて、わざわざ「台を築いた」とある点、路祭の屋台の形が踏襲されているといえよう。

11 宗族祠堂における祖先祭祀演劇の清代初期から中期にかけての諸形態については、田仲一成「清代初期の宗族演劇について」『東方学』三二(一九六六)一〇二頁以下、また、宗族と外神演劇との関係については、同一一〇六頁以下、参照。

12 これは当時の奴僕の一般的の形態であった。それは「農業労働の直接生産者としての〈奴僕〉」で：一般に、破産した農民や手工業労働者が債務関係を通じて「奴僕」化した」ケースであり、「最も酷烈な条件の下における直接生産者としての〈奴僕〉」である。(佐伯前掲論文・『東洋史研究』一六一、五一頁)

13 この種の所謂「紀綱の僕」の発生根拠は、例えば佐伯前掲論文・『東洋史研究』一六一、三四頁、四七一八頁に次のように説かれている。

貨幣経済進展の下、土地は細分化された形で売買され、したがつて土地所有は、集中的ではなく分散される傾向が強い。…とすれば：家族の直接的な監督經營下に置かれることは困難で…かくて採用される方法は：先ず家族員が分散して拠点をつくり、奴僕を監督駆使することである。…しかし：家族を分散して經營の拠点を造ることが様々な理由で出来ない場合は、「家人」「過繼子」の如き擬制的家族員を本来的な家族が果すべき分散拠点においてその支配を貫徹しなければならないわけである。…彼らは、他の「奴僕」を役使しての小作料の収奪集積、自ら或は他の「奴僕」によって經營される典當の店の収支、他店に対する主人の出資にかかる収支、集積された米の投機販売、土地家屋の売買など、一切の官紳地主の家計運

當を担当する。

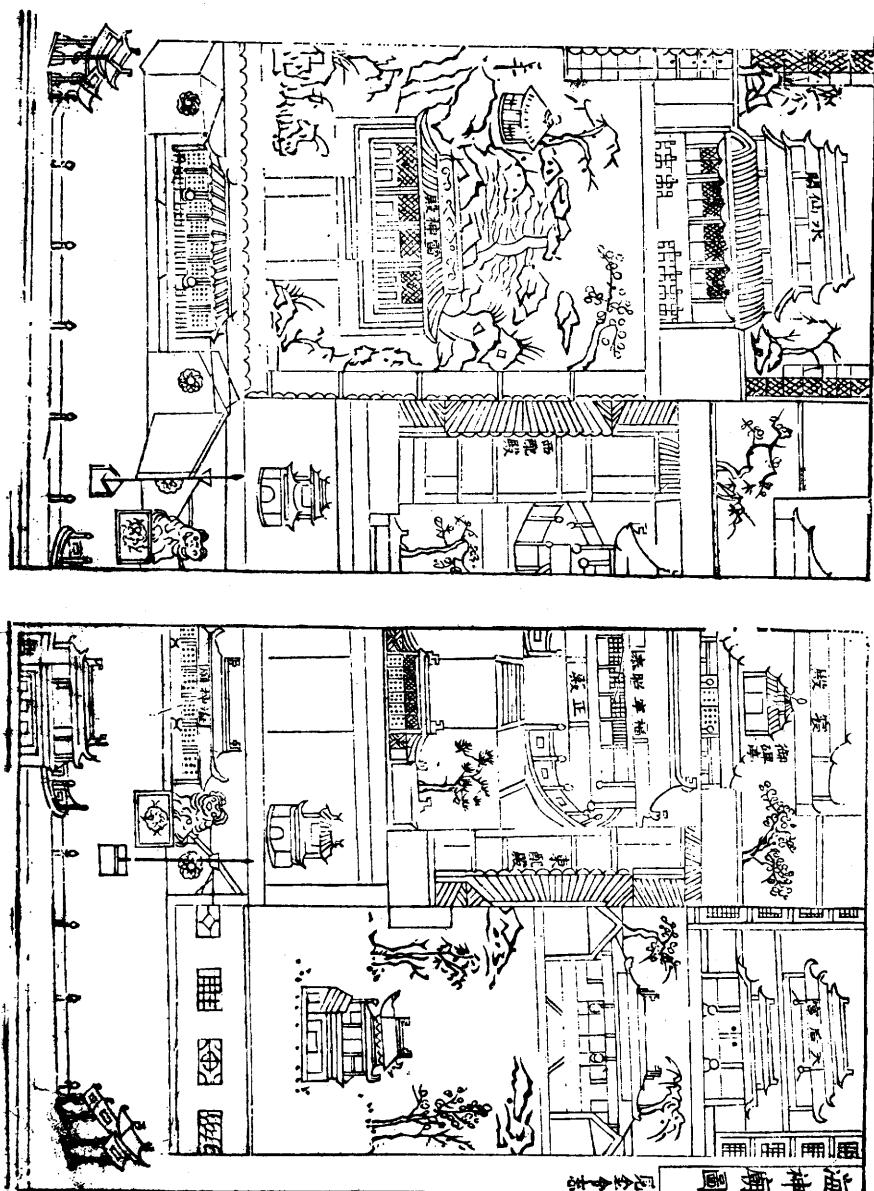
- 14 明代の佃戸が「連圩結申」して抗租したことについては、小山前掲論文・『史学雑誌』六七一、五五一六四頁。
- 15 共同体維持費用に関する「照田科派」という徵収方法が里甲制解体前後の村落内に生じていた優免特權をもつた郷紳層と優免特權をもたない非身分的地主（在地地主）、自作農乃至は佃戸等との利害対立の調整方法として案出され、推進されたものであることについては、浜島敦俊「明代江南水利の一考察」・『東洋文化研究所紀要』四七（一九六九）三〇頁以下。
- 16 里甲制解体過程で、各種の力役が包頭の代行に移る傾向があつた。水利関係では、「塘長」（力役）に代る「泥頭」（包頭）の登場がみられるという。浜島前掲論文・『東洋文化研究所紀要』四七、四五頁。
- 17 この点については、寺田隆信「蘇州布業の經營形態」・『東北大学文学部研究年報』一八（一九六八）一四八頁。
- 18 馮夢龍『山歌』（一九六二年中華書局印）閔徳序。羅錦堂「明代小曲」・『大陸雜誌』九一（一九五四），同「明清兩代小曲之源流」・『大陸雜誌』一〇一一（一九五五）。
- 19 市集の主催者（おそらく地主）が人集めに演劇を利用した例については、田仲一成「明代閩粵地方劇について」・『東方学』四二（一九七一）八九頁。
- 20 明代の陝西・平涼府の東嶽廟の廟会演劇の状況を示す図が、万曆六年序『皇明諸司廉明奇判公案伝』（内閣文庫蔵）卷上《盜賊類》・《汪太尉捕剪鎗賊》の条に見える。（次頁第二図）
- 又、小説的記事ではあるが、福建、建州の東嶽廟のこととして、崇禎刊『禪真後史』二二回に、次のような記述がある。
- △本州風俗、三月二十八日、乃東嶽大帝生辰。廟中年例做。三日大会、遠近男女聚集、燒香祭賽。凡一応商賈特將珠寶段疋・玩器・古董・都往廟中販売。廟裡和尚所獲財物、儘發一年支費、這三日大会、極其熱鬧。
- つまり、廟はわずか三日の廟会から上の利益（商賈の売上金から徵収する権利金）だけで、一年の支出をまかなえたというのであって、その演劇もまた市場交易者の吸引手段としての役割を演じていたものと思われる。

衆在獄店

在此拿賊今賊已走証你一石同我回覆其一人曰你
因有賊我正費身要拿奈人情往拿不得今賊已走要我
去見太府何幹甘溫口非有他故只要你做主証見得非
我不拿只人叢中拿不得也地方見是外郎門子遂來助
他將一人送到太府前俞基稟曰小人初未破其銀不
知幾時盜去全不得往溫口小的在東嶽廟看戲一心
只照晉袖中銀果有賊從背後伸手來探其錢包已証出
袖口我轉身拿賊被這兩人從後挾來致拿不得此必是
戚宦臣也太府問二人姓名一曰我是吳張善一曰我是李良
太府曰你何故賣放此賊今要你二人代罪張善曰看戲
相俟者多誰知他被薦舉又歸罪於我豈不以羊代牛指
鹿爲馬乎望仁天祚免我受無妄之後太府曰看你二



第二図 明代東嶽廟廟会演戲図（内閣文庫蔵・万曆刊『廉明奇判公案伝』所載）



第三図 清代天后宮戯台図（東洋文庫蔵、乾隆『海寧州志』所載）

- 21 王曉傳『元明清三代禁毀小説戯曲史料』（一九五八）三三五頁引。本稿引用文は静嘉堂文庫藏『雲間據目抄』鈔本による。
- 22 劇の内容については第四章にのべる。
- 23 西嶋定生「中国初期綿業市場の考察」・『東洋学報』三一一二（一九四七）・『中国経済史研究』八八〇頁。
- 24 天后（天妃）が福建の女神で福建・廣東方面の航海商人の信仰を集めていたことについては、潛説友『臨安志』、『元史』（祭祀志）、『大明一統志』など宋元以来、明清間の地方志に多く見えてる。乾隆四〇年『海寧州志』卷首（海神廟図）に前頁第三図の
25 ような（天后宮戯台図）が見えてる。
- 26 王輝登『吳社篇』（会境）「曰五竜堂、曰東倉、曰婁門、曰蔚門、曰尊諸巷、曰康王廟、曰丁香巷、曰北營、曰胥門、曰虎丘寺、
曰楓橋、曰白蓮橋、曰洞涇里、曰黃路庵、曰南濛、曰許市。」
- 27 雜劇の内容については第四章に後述する。
- 28 寺田前掲論文・『東北大学文学部研究年報』一八、一五五頁以下。
- 29 焦循『劇說』卷六引。
- 30 西嶋前掲論文・『中国経済史研究』八八九頁以下。
- 31 明初の記録には、なお都市瓦子勾闈らしきものでの演劇記事が見える。例えは万曆『錢塘縣志』（記事）（風俗）の条に引く、
瞿佑（宗吉）の詩に「南瓦新開影戯場、滿堂明燭照興亡」、看看弄到烏江渡、猶把英雄說霸王。傀儡裝成出教坊、彩旗前引兩
三行、郭郎鮑老休相笑、畢竟何人舞袖長。」とあり、洪武年間に錢塘の瓦子で、項王劇の影戯が演ぜられていたことがわかる。た
だし、この種の記録は明代を通じて他に殆んど見当らず、全体として瓦子勾闈演劇の衰微は動かせぬ傾向であったと考えられる。
- 32 蘇州謫布業の「包頭」については、寺田前掲論文・『東北大学文学部研究年報』一八、一六八頁。
- 33 北京の戯園については、延照『台規』卷二五に「康熙十年又議准、京師内城、不許開設戯館、永行禁止。城外戯館、如有惡棍
借端生事、該司坊官查拏。」（王曉傳前掲書一〇頁引）とあり、康熙初年の開設に成ることがわかるが、江南地方ではこれより早
十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について（三）

く、おそらく明末にはその発達があつたものと考えたい。なお、観劇料を徴収して私益を得る興行形態だけをとれば、既に正徳年間にその例が見られることが、王曉傳前掲書一四頁に、資料と共に次のように記されている。

明周暉金陵瑣事剩錄卷四載明沈越新亭聞見紀写道：

正徳丙子（一五一六）以後、内臣用事南京守備者十餘人、蟒衣玉帶。其名下内臣、以修寺為名、各寺中搭戲台扮戲。城中普利鷲峰、城外普德靜海等處搬演、各處传来扮戲棍徒、領來妻女、名為真旦、人看者錢四文、午後二文至一文、每日処得錢十餘千。彼此求勝、都人生理不理、風俗大壞。守備明出告示、每月積錢送守備、名茶果磕頭、如此者、至武宗南巡始罷。則明代的南京宦官、還搭台扮戲、盤剝人民、把演戲当成專利事業了。

ただし、ここに見られる事例は、特權的内臣官僚の庇護の下にある寄生的棍徒の經營にかかるもので、自由な興行主体とはいえない、特權官僚の庇護がやむや否や、消滅してしまう存在であって、自由な興行演劇への発展の芽となり得ないものであった。

この点、眞に持続的な興行演劇の成立にはやはり、上述の明末の歴史的諸条件が必要であつたと思われる。

（一九七四年十一月）